
愛知県公共事業景観整備指針

2009(平成 21)年 3 月

(2023(令和 5)年 8 月一部改訂)

愛 知 県

目 次

1. はじめに	
1.1 景観とは1
1.2 公共事業景観整備指針の背景と目的2
2. 美しい愛知づくり	
2.1 美しい愛知とは5
2.2 美しい愛知づくりと目標6
3. 愛知県の公共事業における景観形成	
3.1 公共事業の責務9
3.2 景観整備に関する基本的な考え方10
4. 景観を形成するとは	
4.1 広域的な観点から捉えた景観形成11
4.2 視点(場)と視対象の関係から捉えた景観形成14
5. 整備指針	
5.1 企画・構想段階(気付きの視点)19
5.2 計画・設計段階23
5.3 維持管理段階30
6. 景観設計の進め方	
6.1 取り扱いについて32
6.2 景観設計の例36
7. 資料	
7.1 国が示すガイドライン(概要まとめ)89
7.2 景観形成に取り組む際に参考とすべき主な関連計画99

1. はじめに

1.1 景観とは

景観という言葉は、「景色・風景」の「景」と「観る・観られる」の「観」という 2 つの文字で構成され、単に「景色・風景」のように存在しているだけのもではなく、人々によって「観る・観られる」という行為を伴います。そして、私たちは目に映るものを全て等しく見ているわけではなく、自分が「観たいもの」「観やすいもの」を選んで観ているのです。

私たちが「まち」を考えた時、先ず思い浮かぶのは何でしょうか。自分の家、まちなみにある建物、いつも通る道路や公園を思いつくのではないのでしょうか。それら一つ一つが「景観」であり、景観を通じ人々は「まち(地域)」を認識します。言わば景観は「まち」を認識するために必要な手掛かりといっても過言ではありません。また、「まち」には小学生の登下校や買い物を楽しむ家族連れ、地元伝統の祭りの様子なども思い浮かぶのではないのでしょうか。これらも「景観」に含まれます。景観には人々の生活、さらには自らもその一部としてあることも意味しています。

つまり、「景観」とは、人々が「観る」という行為そのものであるとともに、まちをかたちづくる全てのものから地域のアイデンティティを理解する手掛かりであると言えます。



1.2 公共事業景観整備指針の背景と目的

価値観の多様化が進む中、人々は、暮らしにゆとりや快適性を求め、量的充足から質的向上を求めています。こうした中、魅力的な地域づくりを行うためには、地域住民が、自身が暮らす地域に愛着と誇りを持つことができ、「このまちに長く住み続けたい」、「次世代に伝え残したい」と思える「まち」を形成することが必要です。

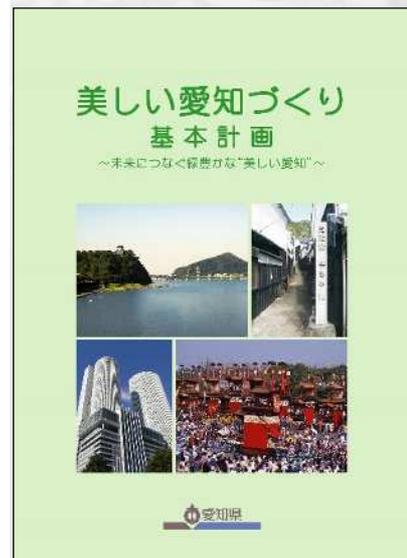
近年、産業や社会構造の変化に伴い、人々の生活や景観に対する意識が変わり、まちづくりに積極的に参加する人々が増えつつあります。また、企業においても、景観形成への貢献を企業の社会的責任として認識し、緑、建築物、屋外広告物に対する配慮等、主体的かつ積極的な景観形成の取り組みが始まっています。

こうした状況を踏まえ、2004(平成 16)年 6 月 18 日に「景観法」が公布され、地域の特性に応じた景観の形成・保全・創出を図る等の理念とともに、国、地方自治体及び住民の景観形成に対する責務が明確にされました。そしてそれを受け、本県では、2006(平成 18)年 3 月に美しい愛知づくりに関する基本理念及び施策の基本となる事項を定めた「美しい愛知づくり条例(平成 18 年条例第 6 号)」を制定し、2007(平成 19)年 3 月には、自然、歴史、生活、産業の 4 つの特性から景観形成方針等を示した「美しい愛知づくり基本計画」を策定しました。

この基本計画では、道路、河川、公園等の計画的な整備や公共建築物の建設等、社会基盤を形成する公共事業は、地域住民に利便性や快適性をもたらし、美しく風格のある県土の形成に大きな影響を与え、地域の景観づくりに大きな影響を及ぼすことから、積極的な景観形成が必要であることを位置付けています。

こうした中、2009(平成 21)年 3 月、愛知県職員(主に建設部門職員)を始め公共事業に携わる者が、公共事業の景観に対する影響や効果、責務を十分認識し、県民が望む良好な景観を形成するための基礎知識や指針、配慮事項等を示した「公共事業景観整備指針(以下、「整備指針」という。)」を作成しました。

さらに、2010(平成 22)年度から整備指針を実践する手段として試行してきた「景観の啓発シート」を踏まえ、このたび、2023(令和



美しい愛知づくり基本計画

5)年 8 月には本整備指針へ公共事業の種類別に景観設計の進め方の例示を加筆し、充実を図りました。

良好な景観形成がより推進されるよう、公共事業の計画や設計を行う際に、本整備指針を始め各種計画書等を活用してください。

なお、本整備指針は、各事業での活用を通じ、必要に応じて内容を加筆していくことにより充実を図っていきます。



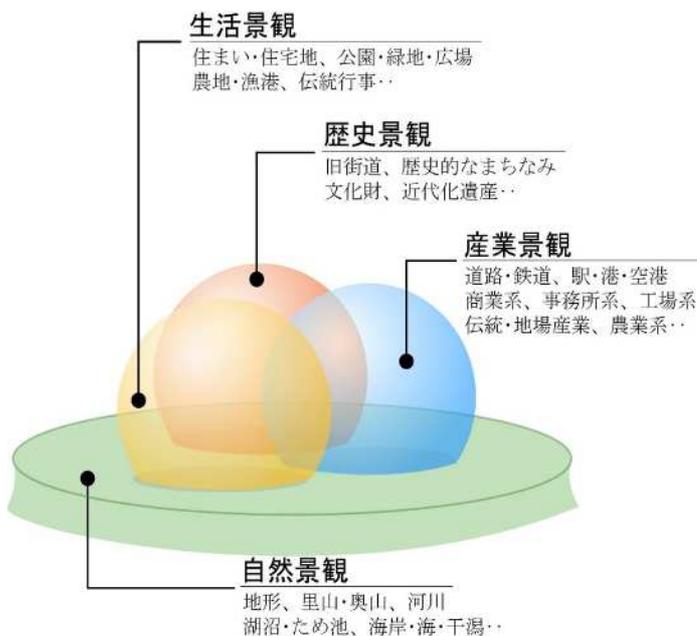
2. 美しい愛知づくり

2.1 美しい愛知とは

本県は、河川やため池、里山等の豊かな自然が残され、また、それらが都市近郊にあることで、市民が自然を身近に感じることができ、恵まれた環境にあります。また、先人達が築いた歴史や文化を今に伝える文化財や、現在の「モノづくり」を生んだ近代化遺産等を各所に見ることもできる個性豊かな地域です。

本県の景観の特性は、変化に富んだ地形と各地に広がる水と緑からなる「自然景観」を素地として、その上に武家文化に代表される地域の歴史・文化を伝える「歴史景観」、人々の生活環境を表す「生活景観」、モノづくりの活力みなぎる「産業景観」があり、それらが相互に深く関わりをもっています。

このため、本県が掲げる“美しい愛知”とは、「自然、歴史、生活及び産業が相互にバランスよく調和した、愛着と親しみと誇りがもてる県土」であると言えます。



4つの分類の関係図

2.2 美しい愛知づくりと目標

“美しい愛知”を形成するためには、本県の景観特性を踏まえるとともに、これらを常に認識すること、また、こうした全ての景観は先人達の努力の結果、さらには我々の日々の営みから創出されることを理解して取り組む必要があります。

ここでは、本県の景観特性に基づいて設定した、美しい愛知づくりの基本目標と分野別の目標について示します。

■基本目標

未来につなぐ緑豊かな“美しい愛知”

■分野別の目標

多様な生物が共存する『自然景観』

武家文化や近代化遺産が伝える『歴史景観』

心の豊かさを映し出す『生活景観』

「モノづくり」の活力が創り出す『産業景観』

2.2.1 多様な生物が共存する『自然景観』

変化に富んだ地形と 生物多様性を支える自然環境を守ります

本県では、地形、里山・奥山、河川、湖沼等を包括する自然景観が、歴史景観、生活景観、産業景観の「素地」となっています。

このため、変化に富んだ地形の上で、時間や季節の移り変わりの中で変化し、豊かで美しい表情を見せる自然を、人工的な要素との調和や、水と緑のネットワークの形成等を意識しながら、心を和ませるゆとりと潤いのある景観として、また多様な生物の共存を促す空間として、守り、育てていきます。



都市と山間地を繋ぐ里山



雄大な自然が感じられる海岸

2.2.2 武家文化や近代化遺産が伝える『歴史景観』

先人達が築いてきた 尾張や三河の歴史・文化を伝え残します

本県では、旧街道、歴史的なまちなみ、文化財、近代化遺産等を包括する歴史景観が、地域の個性を映し出す貴重な資源となっています。

このため、先人達により築かれた、歴史の中に秘められている数多くの物語や伝統に着目しながら、現存する遺産や文化、貴重な緑である鎮守の森等を保全するとともに、忘れ去られた地域の歴史的シンボル等を発掘し、正しい形で後世に引き継ぐことで、長年の歴史に裏付けられた愛知の風格を継承していきます。



武家文化を象徴する由緒ある寺院



歴史的風情のある運河と醸造蔵群

2.2.3 心の豊かさを映し出す『生活景観』

身近な文化を守り、育て、 潤いと安らぎのある生活環境を創出します

本県では、住まい・住宅地、公園・緑地・広場、農地・漁港、伝統行事等を包括する生活景観が、人々の生活の営みから生れた彩り豊かな資源となっています。

このため、生活の場が、県民にとって安全かつ快適で、愛着と親しみをもって暮らし続けることのできる空間となるよう、あるいは地場産品を使った愛知らしいまちなみづくりを進める等、身近な文化を守り、育みながら、潤いと安らぎを創出していきます。また、地域住民の発意が反映されるよう取り組んでいきます。



緑豊かな住宅地



地域の風土に根ざした屋並み

2.2.4 「モノづくり」の活力が創り出す『産業景観』

産業により創出される 特色ある景観を守り、育みます

本県では、産業集積を支える道路・鉄道、駅・港・空港等の社会基盤とともに、商業、工業、伝統・地場産業、農業等の産業景観が、「モノづくり愛知」の魅力を生み出しています。

このため、県内各地において、既存の産業の営みや新産業の創出を通じて形成される産業景観が、50年先、100年先にも愛され親しまれる、魅力ある景観となるよう力を注ぎます。また、伝統産業や地場産業については、産業観光等の新たな視点も含めた積極的な景観形成を図ります。



都市の顔となる駅前周辺



オープンな雰囲気の新しい工場

3. 愛知県の公共事業における景観形成

本県の景観形成の目標には、「水と緑に恵まれた美しく魅力的な自然景観を素地とし、地域の風格を醸し出す貴重な歴史景観、ゆとりと潤いの感じられる生活景観、地域の活力が感じられる産業景観を守り、育み、創り上げていくこと」が掲げられています。

これは、地域に根付いている特性が長い年月の間に様々な積み重ねにより創られた背景として、自然が、歴史、生活及び産業の基盤であることを示すとともに、将来にわたり、先人達が行ってきたように、私たちも、今ある良好な景観を次世代へと継承していかなければならないことを意味しています。

古くからの日本のまちを構成していた街道、堤防及び庭園等の特徴として、人が自然と対峙し、制するという考え方ではなく、自然との融和を基にしていたことがあげられます。しかし、現在の日本のまちは、欧米文化の影響が強く、都市の近代化が進む一方で、日本が持っていた「自然との融和」や「慈しむ心」が薄れていると感じられます。

本県では、基本計画の中で「自然が素地」という考え方を示し、本来、日本が持っていた「自然との融和」等を再考する必要があると考えています。

本整備指針では、“美しい愛知”の景観を守り・育み・創るために必要な公共事業の責務を明確にするとともに、景観形成の基本的な考え方を示します。

この「責務」と「基本的な考え方」は、事業の種別を問わず、あらゆる事業に共通し、景観形成を行う上では不可欠な事項です。

3.1 公共事業の責務

公共施設は、県民にとって快適で暮らしよい環境を創出・維持するものです。また、時には地域住民の生命・財産を守り、安全・安心な生活を提供する大切な役割を担うものです。

このため、公共施設に対して進める景観形成においては、公共施設が本来担うべき目的や機能を満たした上で、そうした目的等を損なうことなく、工夫する必要があることを忘れてはなりません。

そうした中、“美しい愛知づくり”を推進していくためには、行政・民間のそれぞれが自らの役割を認識し、相互の連携・協働により取り組んでいくことが必要です。

快適で暮らしよい環境を創出・維持する公共施設は、視点を変えれば、都市の景観の骨格を形づくる要素となること、また長期にわたり景観を構成し、周囲に大きな影響を与える要素となることから、主に行政が担う公共事業においては、自らが率先して景観形成に取り組み、地域の景観をリードしていくことが必要です。



3.2 景観整備に関する基本的な考え方

公共事業の責務を果たすため、公共事業の景観整備に関する基本的な考え方を以下に示します。

①今ある良好な景観を将来へ伝える

自然や歴史等に関する地域の良好な景観資源を公共事業により、その魅力が失われることがないように、また、景観資源を活かした整備を行うよう、企画・構想段階から十分に注意を払い、良好な景観を将来へ伝えることが必要です。

②周囲に与える影響に配慮する

大規模な公共施設等、周囲の景観に影響を及ぼす恐れのあるものは、企画・構想から維持管理を通じた景観への影響を予測するとともに、施工中には現場を確認することで、景観への影響を最小限に抑えることが必要です。

③地域の魅力を高める

道路、河川、公園及び公共建築物等の公共施設は、都市のイメージを形づくり、都市の景観上の骨格になっているため、地域が有する様々な景観をさらに魅力あるものとして引き立てよう、公共事業に取り組むことが必要です。

④景観形成の一貫性、継続性に努める

公共事業の企画・構想、計画・設計、維持管理の各段階において、一貫性と継続性のある景観形成を行うよう、公共事業に取り組むことが必要です。

⑤資材の汎用性、経済性を考える

公共事業に使用する資材は、機能や安全性を満たすとともに、維持管理面に配慮することが必要であるため、地域に見合った形態意匠になるよう留意しつつ、汎用性や経済性についても考慮することが必要です。

⑥多様な主体との連携に配慮する

規模や形態、また整備される場所等により周囲の景観に大きな影響を及ぼす恐れがある公共施設の整備では、関係市町村や地域住民等の多様な主体と連携して進めることが必要です。

4. 景観を形成するとは

ここでは、景観整備の指針や配慮内容を示す前に、景観に配慮した公共事業を行う際の参考となる基礎知識について示します。

道路、河川、公園及び公共建築物等の公共施設は、単に見られる対象となるほか、その規模や形態、機能等から都市のイメージを形成することから、次の 2 つの観点から景観形成に取り組むことが必要です。

- 1 広域的な観点から捉えた景観形成
- 2 視点(場)と視対象の関係から捉えた景観形成

4.1 広域的な観点から捉えた景観形成

4.1.1 都市のイメージを構成する 5 つの要素で捉える

公共施設のうち、規模が大きなものや多くの人の目を惹くもの等は、その都市のイメージを大きく印象付けます。

アメリカの都市計画家であり建築家でもあるケヴィン・リンチ(Kevin Lynch)氏は、都市景観を形成する際、都市を分かりやすくすることが必要であるとして、都市のイメージをパス、エッジ、ノード、ランドマーク、ディストリクトの 5 つの要素で捉える方法を示しました。

公共事業において、広域的な観点から捉えた景観形成を進めていくためには、都市のイメージを明確にする、これらの 5 つの要素と各公共事業を結びつけ、景観形成に取り組んでいくことが考えられます。

●パス (path)

人々が日常に通る道路や河川等の線的な要素として捉えられるもの
(例: 国道、県道及び市道並びに河川等)

●エッジ (edge)

2つの異なるものの境界として地域を切り離す、または繋ぎ合わせる線的な要素として捉えられるもの
(例: 海岸や河川等、開発地外周の緑や塀等)

●ノード (node)

人々の動きの起終点となるものであり、交通の分岐点、合流点等、都市における様々な交流点として捉えられるもの

(例: 交差点、公園、港湾・漁港等)

●ランドマーク (landmark)

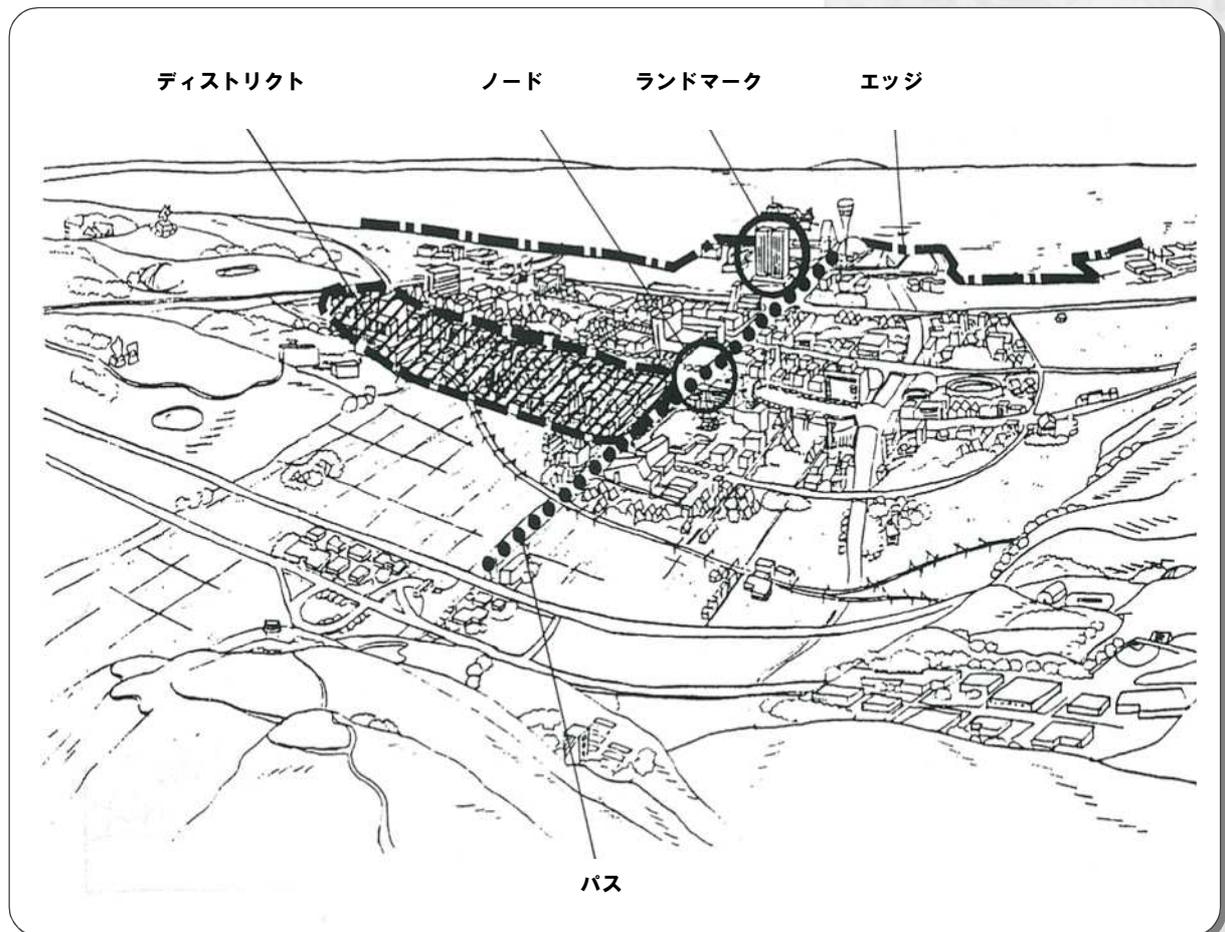
周囲のものの中で、一際目立ち、人々の印象に残るもの

(例: 大規模な橋梁や建築物等)

●ディストリクト (district)

一定の大きさを持ち、一様な性格を持つまとまりとして認識されるもの

(例: 広大な田園や畑、砂防地等)



都市のイメージを構成する5つの要素

4.1.2 都市のイメージを形成する

(1) パスを形成する

道路や河川等が対象となるパスは、都市のイメージの支配的な要素となることから個性を明確にすることが重要です。

このため、パスは地形や周囲の環境に調和し、連続性を持たすことが求められます。

(2) エッジを形成する

海岸や河川や開発地外周の緑や塀等が対象となるエッジは、その全長にわたって連続性を持たすことが重要です。

このため、エッジはそのものの形態意匠に着目し、色彩や形状等において統一を図ることが求められます。

(3) ノードを形成する

交差点、公園、漁港・港湾等が対象となるノードは、そのものを特色あるものにし、他と間違えようのない、忘れられない場所にすることが重要です。

このため、ノードは地域を象徴し、多くの人に親しまれる特徴的な景観となるよう、周囲の景観との調和に配慮しながらも、色彩や形態等を個性的にすることが求められます。

(4) ランドマークを形成する

大規模な橋梁や建築物等が対象となるランドマークは、周囲または背景との対比の中で際立たせることが重要です。

一方、ランドマークとするか否かも検討する必要があります。

このため、ランドマークとなるものは、その配置、規模及び色彩等において、周囲の景観の中で一際目立つような象徴性をもたせることが求められます。

(5) ディストリクトを形成する

広大な田園、砂防地等が対象となるディストリクトは均質な特性を有する地域として維持・創出することが重要です。

このため、ディストリクトは、地域内で統一したテーマをもって景観の整備等を行うことが求められます。

4.2 視点(場)と視対象の関係から捉えた景観形成

4.2.1 視点(場)と視対象の関係

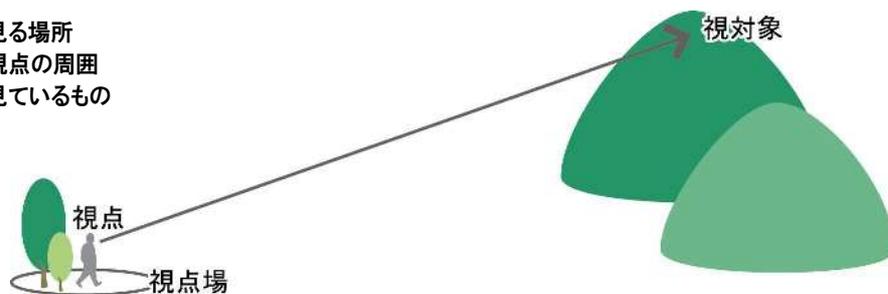
景観とは「観る」人の行為そのものであることから、場所や周囲の状況により大きく異なります。

ここで、人が見る場所を「視点」といい、その周囲を「視点場」といいます。また、見ているもの(見られるもの)を「視対象」といい、それらの関係により、同じものを見ても異なる景観となります。

これらの「視点(場)」と「視対象」の関係は、見る角度、視野の広がり、視対象までの距離、視点の移動、視点の位置の 5 つで整理できます。

■ 視点(場)と視対象

- 「視点」…… 見る場所
- 「視点場」… 視点の周囲
- 「視対象」… 見ているもの



● 見る角度（水平景・仰瞰景・俯瞰景）

視点が視対象と同じ高さの場合（水平景）、見上げる場合（仰瞰景）、見下ろす場合（俯瞰景）に分けることができます。

● 視野の広がり（ビスタ・パノラマ）

視点からの視線が一直線に伸びる場合（ビスタ）、視線が横方向に広がる場合（パノラマ）に分けることができます。

● 視対象までの距離（近景・中景・遠景）

視点と視対象までの距離が近い場合（近景）、中間の場合（中景）、遠い場合（遠景）に分けることができます。

● 視点の移動（シーケンス）

自転車、自動車や列車等により、視点が移動している場合（シーケンス）となります。

● 視点の位置（内部景観・外部景観）

歩道や橋梁等、視点が視対象の中にある場合（内部景観）と視対象の外にある場合（外部景観）に分けることができます。

4.2.2 視点(場)を形成する

景観は、視対象が美しく魅力的であるだけでなく、見る場所である視点場の状況によっても、その印象が大きく異なります。

例えば、美しく魅力的な姿を見せる富士山を眺める場合、雑然とした繁華街から見るよりも、緑豊かな草原から見る方が、一層心地良く感じます。

このため、道路、橋梁及び公園等を整備する際には、それらが周囲の魅力的な景観の視点場となることにも留意し、企画・構想段階や計画・設計段階では、周囲の状況を十分に把握して、周囲の魅力的な景観を眺められる視点場を整備することが必要です。

4.2.3 視対象を形成する

(1) 水平景・仰瞰景・俯瞰景 から取り組む

私たちがものを見る視点と視対象の高さが同じ場合を「水平景」と言います。また、山の麓から山頂に建つ建造物等を仰ぎ見る場合を「仰瞰景」と言い、山頂から麓に建つ建造物や高原、田園等を見下ろす場合を「俯瞰景」と言います。

美しい山並みを仰瞰する視線上に公共施設を建設する場合は、その眺望を阻害することのないように、高さを抑える等の工夫をすることが求められます。

また、俯瞰する場合は、視対象の見える箇所が通常とは異なり、屋根や屋上等が見えることに留意して、周囲の景観との調和等に配慮することが求められます。

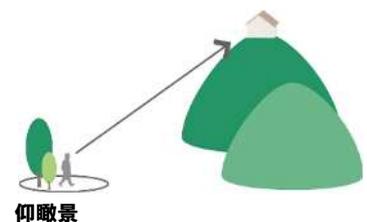
(2) ビスタ・パノラマ から取り組む

建築物や街路樹等が連続して規則正しく並び、視線を奥行き方向に誘導する軸線的な眺望を「ビスタ(景観)」と言います。また、高原や田園等のように視線が横方向に広がり、周囲を見渡す面的な眺望を「パノラマ(景観)」と言います。

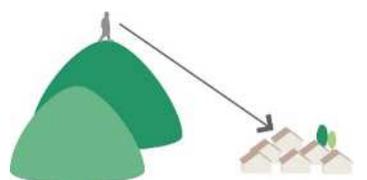
ビスタは建築物や街路樹等が規則正しく並ぶことで強調されることから、隣り合う建築物の規模や形態の連続性等に配慮することが求められます。なお、規則正しく並ぶ建築物等の延長線上にランドマーク等を設けることで、奥行き方向の視線誘導が強調され、ビス



水平景



仰瞰景



俯瞰景



ビスタ

夕景観が一層引き締まる効果が生まれます。

一方、パノラマでは、良好な景観として認知されているものを損なうことなく保全していくことが求められます。特に田園や低層建築物が建ち並ぶ地域等では、その景観を阻害するような高層または大規模な建造物等は可能な限り建設しない、また建設する場合は影響を極力抑えるよう工夫することが求められます。なお、良好なパノラマ景観を見渡せる位置に公共施設を建設する場合は、施設の中にパノラマ景観を眺望できる視点場を設けることも大切です。

(3) 近景・中景・遠景 から取り組む

樹木の葉、幹、あるいは枝ぶり等の特徴を視覚的に捉えることができる距離を「近景」と言い、樹木の輪郭は確認できるが、樹木の細部を捉えることは困難な距離を「中景」と言います。そして、樹木の輪郭を捉えることが困難となり、植生分布の変化や沢や谷等の地形の変化が捉えられる程度の距離を「遠景」と言います。

公共施設の場合、近景では施設に用いる素材やデザイン等のディテールに配慮し、また、中景では施設の色や形状と周囲の景観とのバランスといった存在感に配慮します。さらに遠景では、施設の規模が周囲の景観から突出して景観を阻害していないか等、施設と周囲の景観との調和に配慮します。

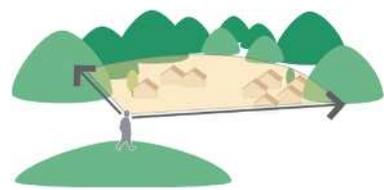
これらを捉えるためには、様々な角度、異なる視点場からの視対象の見え方を確認することが求められます。

(4) シークエンス から取り組む

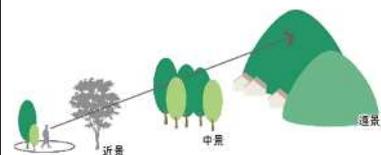
人は絶えず動きまわるもので、それに伴い視点も移動します。むしろ移動する視点からの景観の方が多いたとも言えます。このように、移動する自動車や列車の車窓等から見た、視点が連続的に変化する眺望を「シークエンス(景観)」と言います。

シークエンス(景観)は、視対象が見え隠れしたり、または徐々に大きくあるいは小さくなったりする、さらには移動の速度によりストーリー性を持つ特徴があります。

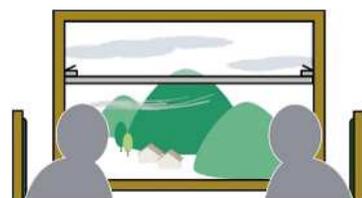
このため、道路や鉄道等からの眺めに対して、連続性やアクセントの形成に配慮することが求められます。



パノラマ



近景・中景・遠景



シークエンス

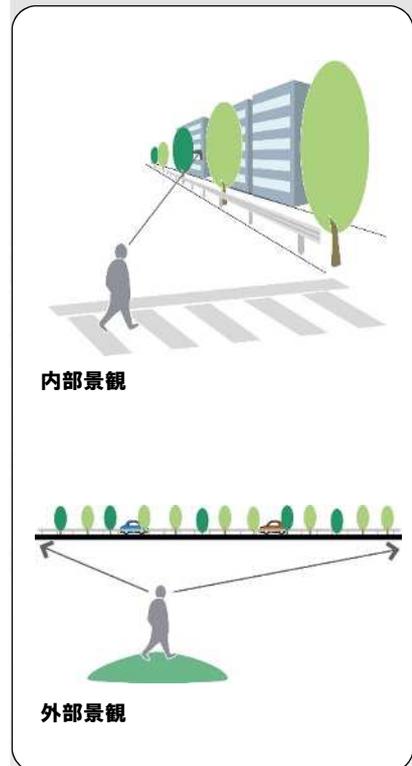
(5) 内部景観・外部景観 から取り組む

公共施設には、主に道路や橋梁等のように、視点が公共施設の内と外の両方に存在するものがあります。

公共施設の内部から眺める景観を「内部景観」と言い、例えば、道路や橋梁で、ドライバーや歩行者が車道や歩道、街路樹や周囲の山、海、建築物等を眺める場合に該当します。内部景観では、周囲への眺望を確保したり、ガードレールや標識柱の色彩や形状を周囲の景観と調和させたりすることが求められます。

一方、外部からその公共施設を眺める景観を「外部景観」と言い、道路や橋梁では、沿道利用者や地域住民が道路敷地外から道路や橋梁そのものを眺める場合に該当します。外部景観では、道路や橋梁の美しさを強調したり、周囲の景観と調和させたりすることが求められます。

また、この 2 つの景観を考える場合、内部景観が変化することで外部景観が変化することや、公共施設の利用者の立場によって異なった印象となることを認識することも必要です。



5. 整備指針

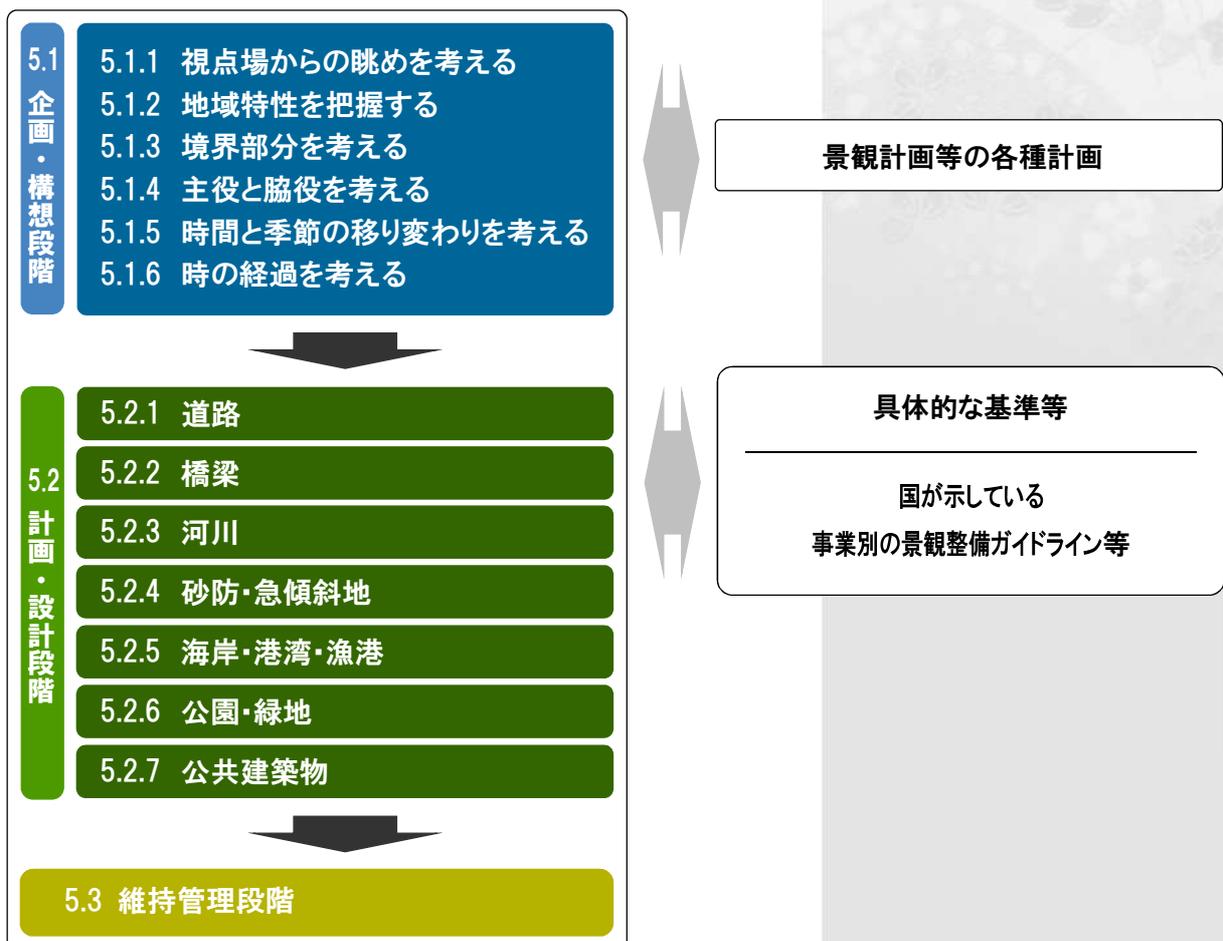
この整備指針は、「企画・構想段階」、「計画・設計段階」、「維持管理段階」の3段階で整理しています。

「企画・構想段階」では、公共事業を実施する際の景観形成に関する基本的な事項を示しています。

「計画・設計段階」では、事業内容に着目し、それぞれの事業に対する「指針」と、指針に対してどのように取り組むべきかを示した「配慮内容」を示しています。

「維持管理段階」では、施設の維持管理の考え方について示しています。

1. なお、本整備指針では、詳細な基準や配慮内容は国によるガイドライン等を参照することとしています。



景観整備指針の構成

5.1 企画・構想段階（気付きの視点）

公共事業の企画・構想段階における、景観について見落とされやすい基本的な事項について、6つの「気付きの視点」としてまとめます。

5.1.1 視点場からの眺めを考える

景観を考える際には、視点と視点場、視対象の関係に留意することが重要です。

例えば、建築物を視対象とした場合、近景では屋根や外壁の素材・形状、出入口のデザイン等のディテール(全体の中の細かい部分)を捉えることができます。しかし、視対象から離れて中景になると、主に建築物全体のフォルム(形式や形態)や色彩が目映るようになります。さらに離れて遠景になると、視対象である建築物は、周辺の地形や背後の山並み、周囲の建築物等のまちなみと一体として捉えられます。

このため、公共事業を行う際は、どのような視点場から見られる可能性があるのかを事前に十分把握し、それぞれの視点場からの見え方、より良い景観を提供できる場所の設定等について考慮することが必要です。

5.1.2 地域特性を把握する

景観は、地形や気候、歴史や文化、また人々の生活や産業等、様々な要素が密接に関係して成り立っています。また、都市計画法等に基づいて建築物の用途や規模に制限があるように、その他法令等による様々な規制があります。

このため、例えば、地域の景観を構成する資源(以下、「景観資源」という。)を把握することが必要です。景観資源には、地形、植生、地域の歴史・文化や人々の営み、周囲に立地する建築物等があげられ、景観形成は、これらの景観資源による地域の特徴を確認した上で取り組むことが必要です。また近年では、生物多様性の保全が叫ばれている中、現在の良好な環境を継承するためには、例えば、連続する起伏に富んだ地形を分断するような道路ではなく、地形に沿った、あるいは迂回するような道路を検討することも必要です。



背後や周囲の景観との調和等、主な視点場からの見え方に配慮する



地域が受け継ぐ歴史文化等を景観資源として把握する

また、公共事業を実施する際には、まずは都市計画法、建築基準法及び市町村の景観に関する条例等の各種関連法令や、市町村の総合計画、都市計画マスタープラン及び景観法に基づく景観計画等の上位関連計画を把握し、その地域の規制状況と将来の景観・まちづくりの方向について整理・確認することが必要です。

特に市町村において景観法に基づく景観計画が定められている場合、その計画区域内で公共事業を実施する際は、景観計画に適合するよう協力しなければなりません。

5.1.3 境界部分を考える

公共事業の主体は、国、県、市町村及び民間等と様々です。こうした中、これらの事業相互の統合が十分に図られていないために、境界部分において景観の連続性や一体性等が損なわれる場合があります。

例えば、道路を整備する際には、接続または交差する国道や市町村道、隣接する公園、公共建築物及び民間建築物等を把握するため、事前に関係者間で協議し、景観形成の配慮を行うことが必要です。また、接続する道路等の管理者は、事業者に対して景観形成の考え方や事業間の統合方法を提示するとともに、協議を義務付けること等も考えられます。

また、上下水道、ガス、電線類の地中化等を行う際には、道路管理者をはじめとした関係機関での調整会議に積極的に参加し、情報の提供及び収集を行うことで、工事を同時期に行い、道路の掘り起こしを少なくすることも必要です。

5.1.4 主役と脇役を考える

景観を捉える際、「図」と「地」の関係を用いて解説される場合がよくあります。「図」とは、注意を惹き、浮き上がって見えるもので、「地」とは、背景にあって図を引き立てる部分であり、連続的に広がり、図よりも薄く漠然としたもの等として捉えられます。これは、言い換えれば、主役と脇役の関係であるとも言えます。

この景観の捉え方では、公共施設は「地」に含まれ脇役であることが多いことに配慮して景観形成に取り組むことが必要です。

しかし、この関係は、景観を見る者の立つ位置(視点)や公共施



異なる管理者による道路整備の境界部が、舗装材のグラデーションにより上手く調和している



公共施設が、周囲の景観とのバランスにより、景観の主役となっている

設の規模、または周囲の状況等により変化します。例えば、名古屋市栄にある「オアシス 21」のように、規模が大きく、まちのシンボルとなっているもの、また「名港トリトン」(伊勢湾岸道路の東海 IC から飛島 IC の間にある三つ橋)のように周囲が海(港湾)という状況等で、公共施設が主役になることもあります。

このため、公共事業を行う際は、視点(視点場)と視対象の位置や距離、周辺の景観を把握するとともに、施設が地域にとってどのような存在なのかを十分検討した上で事業を行うことが大切です。

5.1.5 時間と季節の移り変わりを考える

景観を変化させるものには時間や季節の移り変わりがあります。

まず、一日の中での、朝、昼、夜の移り変わりがあげられます。通常、思い浮かべる景観は昼間の場合が多く、夜間の景観についてはあまり意識されていないのが実情ですが、例えば、防犯上設置される通常の照明灯は、光源の位置、光量及び光線の方向や種類等によっては、周囲の住環境や多様な生物の生息環境を脅かすことにもなるため、十分注意する必要があります。

また、近年では、夜間の景観として照明による演出(ライトアップ)が一部の街路樹や建築物等で行われています。橋梁や歴史的建築物等で効果的な演出が行われているところでは人々が集まることから観光地にもなり、地域活性化に貢献しています。

このため、公共事業を行う際は、照明が夜間の景観を創り出す重要な要素であるということ意識して計画することが必要です。

また、日本には一年の中での時間の移り変わりとして「四季」があります。春には新しい息吹とともに多くの緑が芽生え、夏には照りつける日差しの下で緑が一層色濃くなり、秋には山々が燃ゆるように朱鮮やかに染まって、冬には雪景色の中、春に備えてじっと寒さに耐えている。日本人はこのような「四季」の移り変わりを、風情として捉えることができる心を備えています。

こうした日本特有の「四季」を改めて認識するとともに、その魅力ある色彩豊かな特徴を活かして公共事業を行うことが必要です。



ライトアップによる夜間景観の演出により、昼間とは異なった景観が見られる

5.1.6 時の経過を考える

公共施設は、長期間にわたって市民に愛され、利用されることが求められるため、10年、20年、さらにはそれ以上の、時の経過の中で変化する景観について考えなければなりません。

既に歴史的な価値や趣を有している施設等については、その状態を適切に保全し、継承することが大切です。そのため、増築や補修が必要な場合には、既存施設の保全を図りながら、増築等の箇所が既存施設の形態意匠と調和するよう、可能な限り、同じ素材やデザインを受け継ぐことが必要です。その際には、経済性にも配慮し、長期間使用できる素材や、維持・修繕が容易な素材等を用いることも必要です。

また、公共事業では、色あせや破損等の劣化しにくい素材を用いて、いつまでも美しい状態に保つ工夫や、時の経過とともに周囲の景観に馴染む工夫、時間とともに成熟して歴史的な趣を増す工夫を行ったりする等、「エイジング」に関して熟慮することも必要です。



護岸が時間の経過とともに苔むして、歴史的な趣を醸し出している

■コラム ～「借景」～

日本庭園は、大陸からの宗教思想等に大きく影響を受けつつ、政治や文化・芸術などの、その時代背景によって様々な様式を生み出してきました。その代表例として、嵯峨大覚寺の寝殿造庭園をはじめ、宇治平等院の浄土式庭園、竜安寺の枯山水式庭園、西本願寺の書院式庭園、また桂離宮や岡山後楽園の回遊式庭園、さらには各地の名勝地の風景を縮小して取り入れた大名庭園等があげられます。

このように多数の様式を生み出した日本庭園では、自然を題材にしながら趣向を凝らすため、これまで様々な技法が考案されてきました。

そうした中で、日本庭園における造園技法の代表に「借景」があげられます。「借景」とは、庭の外にある林や遠くの山または建築物等を、庭を形づくる構成要素の一つとして扱う手法で、現在の景観形成にも通ずるものがあります。

例えば、「内部景観」がそれに該当します。道路沿道に建つ建築物や遠くに見える山並み等を「借景」とし、道路内の景観形成を行うことは、今も昔と同じ発想が基になっていると言えます。

5.2 計画・設計段階

5.2.1 道路

道路は、大勢の人々の往来や物の流通等に利用され、地域の社会経済活動を支える重要な公共施設であるとともに、まちなみの景観を構成する大きな要素の一つです。

このため、道路の整備を行う際には、周囲の景観との調和に配慮しながら、ゆとりや快適性が感じられる工夫を行うことが必要です。

指針

- 地域の個性を引き立て、洗練された景観を創出する
- 施設内の様々な視点から景観を捉える
- 利用者が安心して利用できる快適性を創出する

配慮内容

●地域の個性を引き立て、洗練された景観を創出する

道路空間では、沿道景観を引き立てることが求められます。

このため、沿道が商業系の土地利用なのか、住居系の土地利用なのか等を把握することが大切で、特に商業系の土地利用において中心市街地等の「顔」となる箇所では、景観面から賑わいと活気づくり等のまちづくりの一翼を担うようにします。

●施設内の様々な視点から景観を捉える

道路は、立ち止まって見る景観だけでなく、自動車、自転車や歩行者等の移動する視点からの景観を捉えることも必要です。

このため、高速で走行する自動車からの眺めとして視点を車道の上に置き、中景や遠景を対象とした景観を捉え、また、歩行者からの眺めとして視点を歩道上に置き、近景や中景を対象とした景観を捉えて、景観の形成に配慮します。

●利用者が安心して利用できる快適性を創出する

計画を検討している道路は、どのような人たちが、どのような目的で利用されるのかを把握することが大切です。

このため、関連資料の照査や、現地の観察、地域住民へのヒアリング等を通じて得た結果から、利用形態に見合った道路構造や資材を用いて、利用者にとって快適な環境を創出します。



沿道の高層建築物との調和を図りつつ、季節の移り変わりも感じられる街路樹



沿道の土地利用(商業地)との調和を図り、歩きやすく明るい雰囲気整備された歩道

5.2.2 橋梁

橋梁は、その規模や設置場所等により、シンボリックな存在にも、周囲の景観に溶け込む存在にもなります。

このため、橋梁の整備を行う際は、橋梁が地域の中でどのような位置付けにあるのかを考慮しながら、個と周囲を含めた全体とのバランスやおさまりについて工夫する必要があります。

指針

- 周辺景観の中でのおさまりに配慮する
- 道路本体との連続性に配慮する
- 機能美を活かすよう工夫する

配慮内容

●周辺景観の中でのおさまりに配慮する

橋梁は、景観を構成する一要素でもあることから、周囲の自然あるいは市街地の景観との調和に配慮することが大切です。

このため、橋梁の構造、材料、色彩等を周囲の景観に溶け込ませるよう工夫します。また、橋梁は、視界の開けた場所に架設される場合が多いため、橋上から遠くを眺められる場合は、橋の歩道部中央付近に展望スペースを設けることも検討します。

●道路本体との連続性に配慮する

地域の骨格となる道路に接続する橋梁においては、道路景観の連続性に保つことが大切です。

このため、必要に応じて、道路の景観形成の考え方を踏まえるとともに、道路整備で用いられている意匠等との連続性に配慮します。

●機能美を活かすよう工夫する

橋梁は、その規模や設置場所等により、地域のシンボリックな存在となる可能性をもっています。

このため、橋梁の有する用途や機能を十分考慮した上で、そこから形づくられる機能美を洗練させ、余計な装飾等を排除した、そのものの美しさを表現します。



周囲の景観に溶け込むよう、調和した橋梁



洗練された機能美を活かした地域のシンボリックとなる橋梁

5.2.3 河川

河川は、古くから地域と深い関わりをもつことで、地域の生活や文化に影響を与えるとともに、景観にも大きな影響を及ぼしてきました。また、河川を始め、里山や田園等を含めた自然は、多様な生物の生息環境としての役割を担い、特に都市部においては貴重な自然景観を形成する一つの要素として位置付けられます。

このため、河川の整備を行う際は、河川全体の自然の営みを視野に入れた川づくり、地域の暮らしや歴史・文化と結びついた川づくりを行う中で、多様な河川景観の保全や周辺景観との調和にも工夫が必要です。

指針

- 河川全体の自然の営みに配慮する
- 地域の暮らしや歴史・文化との結びつきにも配慮する
- 多様な河川景観の再生等に配慮する

配慮内容

●河川全体の自然の営みに配慮する

河川全体の自然環境を理解し、良好な環境が残っているところをどのように保全していくのか等、全体として目指すべき一貫した目標のもとで川づくりを行うようにします。

●地域の暮らしや歴史・文化との結びつきにも配慮する

河川の自然環境は、人間生活の営みを色濃く反映したものであることから、地域の暮らしや歴史・文化が密接に結びつき、未来に向かって地域の歴史・文化が育まれていくような川づくりを行うようにします。

●多様な河川景観の再生等に配慮する

河川や河川構造物の周辺景観との調和と、本来、河川が有している多様な河川景観の再生と創出にも配慮した景観を形成するようにします。



地域の歴史・文化、産業と密接に結びついた川づくり



暮らしの中で自然環境に触れることができる川づくり

5.2.4 砂防・急傾斜地

砂防施設や急傾斜地崩壊防止施設等は、その用途や機能上、主に山間部や人家裏等の斜面に設けられるものであることから、自然や市街地の景観に与える影響が大きい構造物の一つです。

このため、砂防施設等の整備を行う際は、人々の生命・財産を守る土木構造物としての機能を損ねることなく、周囲の木々が生長する時の経過を考慮に入れながら、自然や市街地の景観との調和を図るよう工夫することが必要です。

指針

- 周辺の地形や自然環境を考慮する
- 時間の経過を考慮した景観形成に配慮する
- 機能美を活かすよう工夫する

配慮内容

●周辺の地形や自然環境を考慮する

砂防施設や急傾斜地崩壊防止施設等は、周囲の地形や自然景観、または人家に近い場所では周囲の市街地景観に合わせて建設資材を選定したり、表面処理を行ったりする等、可能な限り周囲の景観に溶け込むようにします。

●時間の経過を考慮した景観形成に配慮する

砂防施設は、整備後、時間の経過とともに表面のエイジングや周囲の樹木の生長等によって周囲の自然景観に溶け込む場合が多く見られます。

このため、計画地周辺の植生等の状況を十分調査・把握した上で、10年後、20年後の景観を考えて計画を行うようにします。

●機能美を活かすよう工夫する

砂防施設は、人々の生命・財産を守るために設けられるものであるため、その目的と機能を十分備えていることが必要です。

このため、砂防施設の景観形成は、それらの目的と機能を十分検討した結果、形づくられる機能美を洗練させ、そのものの美しさを表現するようにします。



周辺の地形や自然環境等との調和に配慮した建設資材を用いて整備された砂防施設



周辺の自然環境に溶け込むように整備された急傾斜地崩壊防止施設

5.2.5 海岸・港湾・漁港

海岸、港湾及び漁港は、背後地域の発展や住民の生活と深い関わりをもつとともに、多様な生物の生息環境として重要な空間です。また、港湾及び漁港は、海上交通や漁業の拠点となる等、多様な機能を有した場所です。

このため、海岸、港湾及び漁港の整備を行う際は、県土や県民の生命・財産を守る等の重要な機能を確保した上で、生態系を含む自然環境の保全に配慮しつつ、地域住民の生活環境としての親しみの持てる景観の形成と、地域の玄関口として海上や周辺地域からの眺めにも配慮した景観形成を行うことが必要です。

指針

- 周辺を含めた一体的な空間での調和に配慮する
- 生態系を含む周辺の自然環境の保全に配慮する
- 親しみやすい景観の形成に配慮する

配慮内容

●周辺を含めた一体的な空間での調和に配慮する

海岸、港湾及び漁港は、事業等の必要性から想定される範囲だけではなく、さらに広い範囲を対象にして、周辺の土地利用状況や自然等の状況を把握し、海上や周辺地域からの眺めが良好なものとなるよう調和を図ります。

また、構造物の形状や素材を工夫し、自然物との境界部の印象を和らげ、全体をまとまりのある空間となるようにします。

●生態系を含む周辺の自然環境の保全に配慮する

海岸は自然の営力を受けながら地域固有の形態を造り出し、そこには多様な生物が息づいています。そうした環境が美しい自然景観を形成していることを認識し、海岸本来の自然環境を尊重しながら、その景観的效果を活かすようにします。

●親しみやすい景観の形成に配慮する

海岸、港湾及び漁港の整備を行う際は、防災、安全及び施設管理上の制約の許す範囲で、海とのふれあいの場の保全・再生や海辺のにぎわいを創出するようにします。



自然素材を用いて、自然物との境界の印象を和らげている海岸護岸



サーフィン等による海とのふれあいの場として多くの人に利用される自然豊かな海岸

5.2.6 公園・緑地

公園・緑地は、地域の自然環境を創出・保全する場です。例えば、緑が少ない市街地では緑化を推進できる貴重な場であり、また多様な生物の生息環境である等、果たす役割は多岐に広がります。

このため、公園・緑地の整備を行う際は、その規模や位置等を踏まえ、周辺地域との調和と植物の生育環境に配慮して、常緑、落葉、花木等の四季を楽しめる樹種の選定や、生長等の時間経過を考慮した計画を行うことが必要です。また住民に親しまれる空間、多様な生物の生息環境等に配慮した空間となる景観形成を行うことが必要です。

指針

- 公園・緑地のネットワークを形成する
- 様々な交流空間を創出・保全する
- 樹木の魅力を活かし、守っていく

配慮内容

●公園・緑地のネットワークを形成する

公園・緑地は、その規模や位置により様々な役割があります。1つの公園で全てのニーズを満たすのではなく、他の公園等と機能を補完し合い、緑のネットワークを形成することにより、地域の良好な環境を形成し、魅力ある景観を創出していきます。

●様々な交流空間を創出・保全する

公園・緑地は、地域住民の憩いと癒しの場、自然を創出する空間及び多様な生物の生息環境等、その可能性は限りがありません。このため、人々が集い、憩い、交流し、楽しめる場として親しみが持てる空間を創り、さらには貴重な生物の生息の場として保全するなど、様々な交流の空間とします。

●樹木の魅力を活かし、守っていく

樹木は特徴が多種多様であり、自生している地域や季節により様々な顔を見せ、地域において良好な景観形成の主要な要素となります。このため、樹形・樹姿等の経年変化を予め把握し、地域に親しまれる樹木や場所に適した樹木を選び、貴重な資源として継承していきます。



緑のネットワークの一つとして地域住民等の手によって管理されている公園



人々が集い、憩い、交流し、楽しめる場として整備された美しい公園

5.2.7 公共建築物

公共建築物は、地域住民に、より身近な施設であるとともに、地域の景観を強く印象付けるものです。

このため、公共建築物の整備を行う際は、その公共施設が地域の中でどのような位置付けにあるのかを把握しつつ、地域の魅力ある景観形成の牽引役として、周囲の景観との調和に配慮しながら取り組むことが必要です。また、長年に渡って地域住民に愛され、親しまれる施設となるよう、時間の経過を考慮した景観を形成することが必要です。

指針

- 地域の歴史・文化に配慮し、周囲の景観との調和に努める
- 時間の経過を考慮した景観形成に配慮する
- 様々な視点・時間での見え方に配慮する

配慮内容

●地域の歴史・文化に配慮し、周囲の景観との調和に努める

地域の気候・風土や生活様式・生業等は、その地域に建つ建築物の様式や形態意匠に影響を及ぼし、地域の特徴的な景観を形成します。

このため、周囲の景観との調和を図る際は、そうした状況にも着目し、十分に把握した上で施設整備の検討を行います。

●時間の経過を考慮した景観形成に配慮する

公共建築物等は、長期間の使用に耐え、長く美しい状態を保つことが求められることから、劣化に強く、維持管理しやすい建築資材を用いるようにします。

●様々な視点・時間での見え方に配慮する

公共建築物は、その規模や設ける場所等により、地域のシンボルとなる可能性をもっています。

このため、昼間は建築物の色彩や形状等の形態意匠の美しさや、異なる視点からの見え方等に配慮します。夜間はライトアップ等によるランドマーク性の創出について検討を行います。



地域に建つ建築物の様式等に配慮しつつ、地域のシンボルとしての形態意匠を施した公共施設



効果的なライトアップにより、夜間景観の魅力向上を図る公共施設

5.3 維持管理段階

各事業共通

公共施設は、限られた財政の中においては可能な限り長期にわたって使用できるよう、計画的な維持管理を行うことが必要です。

また、行政(官)と地域住民や企業(民)が互いに施設に対する愛着や景観形成に関する意識を向上し、助け合うという協働(公)の精神を育むことも重要です。

このため、維持管理に関しては、施設の長寿命化を考慮するとともに、施設の現状や住民ニーズの把握に努めて適切な措置を図ることが必要です。また、施設を維持管理する者の景観形成に関する意識を醸成することが必要です。

指針

- 施設の長寿命化を図る
- 施設整備の理念を継承する
- 施設の現況と住民ニーズを把握する
- 意識の醸成と共有化を図る

配慮内容

●施設の長寿命化を図る

あらゆる施設は時間の経過とともに劣化していくことは避けられません。長期にわたる使用が求められる公共施設では、施設の用途や利用頻度、立地条件等に応じた維持管理方法や水準を設定し、日常の適時適切な維持管理と定期的な修繕を行うことで、長寿命化を図り、景観に大きな影響を与えないようにします。

●施設整備の理念を継承する

施設の修繕においては、当初の設計意図を十分に把握し、施設の形態意匠が著しく損なわれないようにします。例えば、特殊材料を用いた歩道ブロック等は、修繕時に同じ材料がない場合もあるため、必要に応じて、修繕・補修用の材料を保管しておくことも考えられます。

また、道路占用工事等の管理者以外が行う工事においては、

資材の意匠を変えないよう再利用を含めた原形復旧を徹底します。

施設を大きく改変しなければならない場合は、当初の設計理念を継承し、既存部分の形態意匠と不統一とならないよう、調和を図ります。

なお、周囲の景観が変化して、当初の設計時とは状況が異なる場合は、よりよい景観形成を図るため、改めて地域の景観を確認し、その特性に応じて工夫します。

●施設の現況と住民ニーズを把握する

施設を美しい状態を保つため、日々、自らが施設の現状をよく観察し、現況を把握します。また、利用頻度や利用者のニーズを的確に捉え、適切な維持管理に繋がります。

●意識の醸成と共有化を図る

「雑草が生えたら抜く、汚れたらふき取る」といった基本的な維持管理の行動につなげるためには、管理者と利用者等の施設に対する愛着や景観形成に関する理解が必要です。

このため、官や民といった概念を変え、管理者と利用者等との連携・協働による施設内及びその周辺でのごみ拾いや緑化推進活動等を通じて、施設に対する愛着と景観形成に関する意識の醸成及び共有化を図ります。



地域住民等の手により管理され、憩いと癒しの場となっている公園・緑地

6. 景観設計の進め方

6.1 取り扱いについて

愛知県は、公共事業を実施する際、「美しい愛知づくり条例(平成18年条例第6号)」の規定に基づき、良好な景観形成に配慮することが義務付けられています。

(公共施設の建設等に当たっての配慮)

第十条 県は、地域の良好な景観に影響を及ぼすと認められる公共施設の建設その他の事業を実施するに当たっては、地域の良好な景観の形成について配慮しなければならない。

本整備指針の第5章では、道路、橋梁等各事業の企画・構想段階、計画・設計段階及び維持管理段階における方針を定め、配慮内容を整理しました。

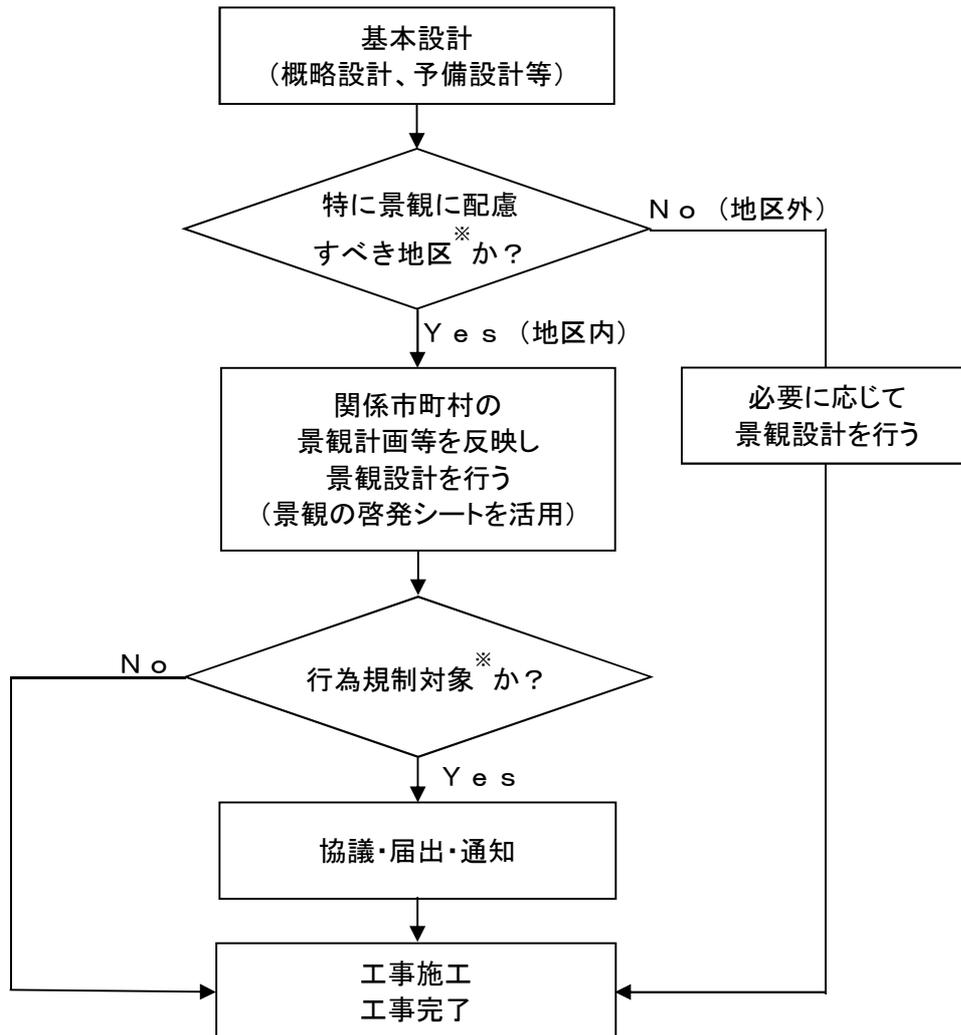
景観設計とは、地域の成り立ちや景観資源を大切に、地域らしい景観に磨きをかけることとなります。しかし、例えば道路事業であっても、整備する地域が都市部と田園地帯であっては、沿道の景観が大きく異なるため、設計のコンセプトや方針が違ってくるのが当然となります。そのため、画一的な基準を設けることは難しく、様々な事例を参考にして、その地域に相応しい景観設計が求められます。

そこで2010(平成22)年度、「景観の啓発シート」を作成し、各事業での試行と見直しを行ってきました。

36ページからは、試行の成果を踏まえ、道路、海岸、公園・緑地及び公共建築物の事業分野において、景観設計に取り組む際の個別・具体的な工夫項目を記載していますので今後も「景観の啓発シート」を活用し、景観設計に取り組んでください。なお、記載ない事業分野についても、これら工夫項目を参考にしてください。

公共事業における景観設計の手順は次のとおりです。

公共事業における景観設計の手順



※ 特に景観に配慮すべき地区および行為規制について（参考）

最新情報は各自治体のホームページで確認すること。

(1) 景観計画区域：景観計画の対象区域（景観法）

一定規模以上の公共施設の新設・改築・外観の変更を伴う修繕等を行うときは、景観法第16条第5項に基づきあらかじめ関係市町村長に通知が必要

(2) 風致地区：都市における風致を維持するために定められた地域地区（都市計画法）

国等機関が行う行為については、あらかじめ関係市町村長に協議が必要
面積10ha以上の場合は関係都道府県の長と協議が必要
（風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令第3条2）

(3) 歴史まちづくりを進める重点区域：歴史的風致維持向上計画の対象区域

（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）

(4) 自然公園：優れた自然の風景地に区域を画して設けられる公園（自然公園法）

特別地域については工作物（建築物、車道等）の新築、改築、増築に愛知県知事の許可が必要

その他、特別保護地区（許可）、普通地域（届出）等

(5) その他中心市街地や駅前商店街、旧五街道など歴史的資源や観光資源の豊富な地区

(参考)景観の啓発シート回答用紙

愛知県公共事業景観整備指針に基づく
公園・緑地事業における景観の啓発シートの回答用紙

- ※ 判定の対象となるのは県営公園における計画・設計業務です。また、以下の事業は対象外なので、回答は不要です。
- ・ 地下構造物等、人間の目に全く触れないと考えられる事業
 - ・ 災害復旧のための事業及び通常の維持管理に相当する事業

シート回答欄（提案のない番号のところは記入不要です）

提案番号	1 フェンス類	2 サイン類	3 遊具遊設	4 スロープ部	5 設け方	6 露路舗装	7 駐車場	8 法面
回答番号								
提案番号	9 水面	10 水面	11 植栽	12 眺望	13 眺望	14 その他	15 その他	16 その他
回答番号								
提案の最後の項目の「その他配慮事項」の回答								

発注業務について

所 属： 建設事務所 課 グループ

担当者名： _____

記入日： 令和 年 月 日

工期（委託期間）： _____

事業名： _____

路線等の名称： _____

工事場所： _____

事業概要

6.2 景観設計の例

6.2.1 道路事業における景観設計の例

【道路の中心線を検討する場合】

提案1：田園地域を走る道路の場合、集落、河川・水路、里山などの既存の景観要素を破壊しない道路線形を検討するという工夫



左上：バイパス計画前

中央上：機械的に考えたバイパス計画

右上：河川という既存の景観資源に配慮した計画

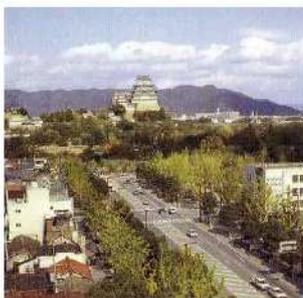
提案2：現地踏査により地域のシンボルとなるものの景観が期待できることが判明した場合は、道路の方向をそのシンボルに合わせ、「アテ」をした線形を検討するという工夫



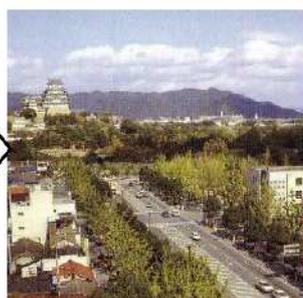
↑富士山を正面に取り込むことをしない場合のイメージ



↑富士山を景色として取り込むため線形に工夫をしたもの



↑地域のシンボルが道路の見通し線上からずれている場合のイメージ



↑地域のシンボルが道路の見通し線上にある場合のイメージ



↑絵画館を「アテ」にしている道路の例



↑道路の向こうに「アテ」がない、何の変哲も無い道路も…



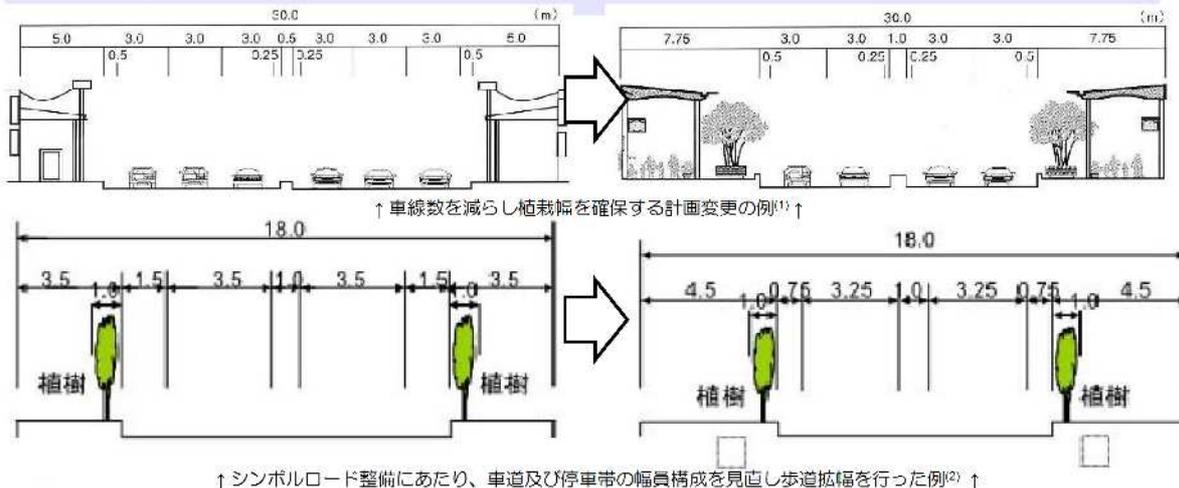
↑「アテ」があると道路に性格が出てくる。「アテ」は別に富士山やお城である必要はない

- 1：この提案項目が設計対象に含まれない。
- 2：検討し、（部分的に）採用した。
- 3：検討したが、不採用となった。
- 4：提案項目は設計対象に含まれるが検討しなかった。
- 5：その他

出典：(財)道路環境研究所,道路のデザイン-道路デザイン指針(案)とその解説,2005年7月,P20,69,70,73,79

【標準断面を検討する場合】

提案3：都心部を通過する地域のシンボリックな道路であれば、植樹帯を1.5mより広く確保し緑豊かな景観を創出したり、一方、歩行者の賑わいの創出が求められている場合は、車線を減らしたり街路樹の密度を再検討するなどして歩道を広くとり、賑わいのある景観を創出するなど、地域のニーズに応じて標準断面を再検討する工夫



↑シンボルロード整備事業に際して、縦速車線のあった幅員構成を見直し、歩道空間を広く確保した例⁽²⁾



↑片側3車線道路で植栽帯を広く確保した例⁽¹⁾

- 1：この提案項目が設計対象に含まれない。
- 2：検討し、（部分的に）採用した。
- 3：検討したが、不採用となった。
- 4：提案項目は設計対象に含まれるが検討しなかった。
- 5：その他



↑中心商店街において、歩行者が主役となる空間とするため、歩道空間を車道より広くとり、街路樹もほとんど置かず、むしろベンチと花壇を増やしている例⁽²⁾

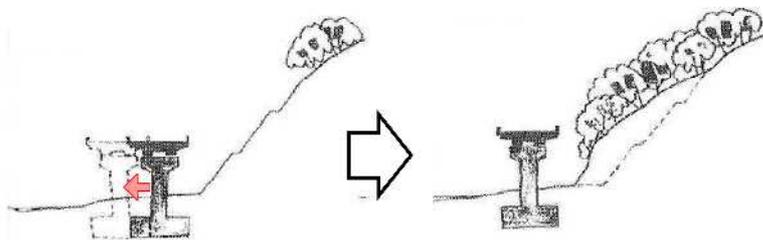


↑大通りにて歩道空間を広くした結果、オープンカフェが実現した例⁽²⁾

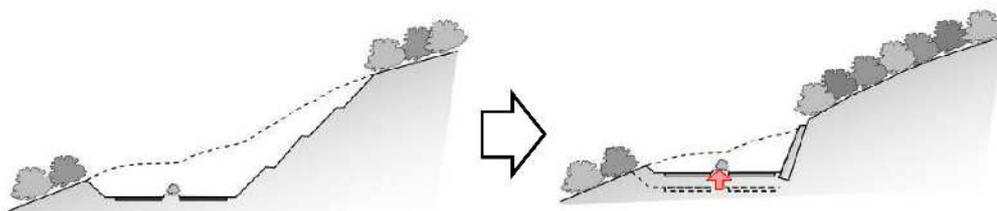
出典：(1) (財)道路環境研究所,道路のデザイン-道路デザイン指針(案)とその解説,2005年7月,P82,168
 (2) 国土交通省 都市・地域整備局,景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」,2011年6月,P140,145,160,161

【法面が生じる可能性がある場合】

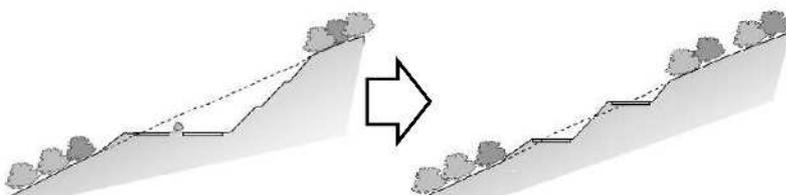
提案4：自然の樹木をなるべく残す工夫



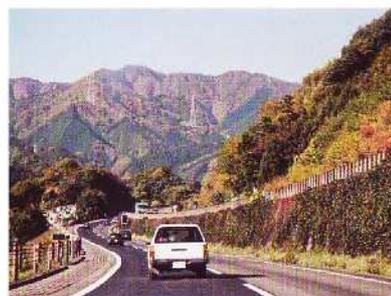
↑掘削線が岡田の山に引っかかり大きな法面が生じる場所、平面線形を見直し、山から道路線形を遠ざけることにより発生法面を減らした例⁽¹⁾



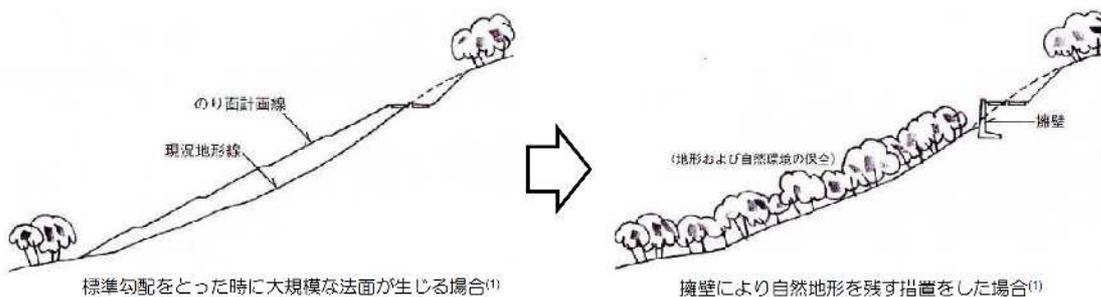
↑僅かな縦断線形の見直しと小規模な擁壁の採用により大規模土工の回避を実現した例⁽²⁾



左上：上下線を分離しない場合。
傾斜地形の場合は上下線を分離した方が切土盛土の量も減り、景観上も好ましくなる可能性がある。⁽²⁾



↑上下線を分離し、上下線の間の擁壁に植栽を施した例⁽¹⁾



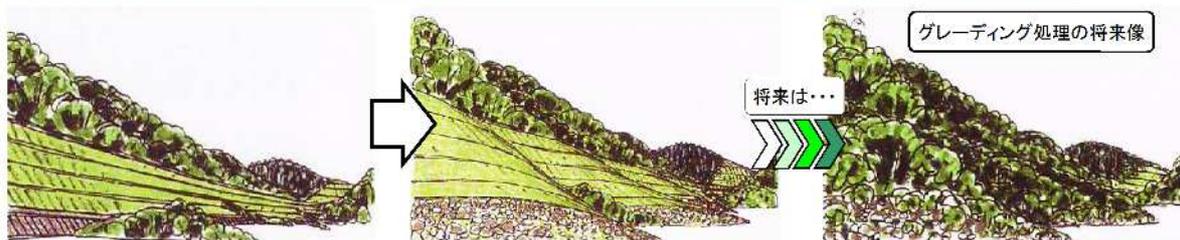
標準勾配をとった時に大規模な法面が生じる場合⁽¹⁾

擁壁により自然地形を残す措置をした場合⁽¹⁾

- 1：この提案項目が設計対象に含まれない。
- 2：検討し、（部分的に）採用した。
- 3：検討したが、不採用となった。
- 4：提案項目は設計対象に含まれるが検討しなかった。
- 5：その他

出典：(1) (財)道路環境研究所,道路のデザイン-道路デザイン指針(案)とその解説,2005年7月,P75,95,155
(2) 独立行政法人土木研究所 寒地土木研究所,北海道の道路デザインブック (案),2010年4月,P6-8,6-9

提案5：ラウンディングやグレーディングにより、その法面と自然地形とをスムーズに連続させる工夫



↑ラウンディングやグレーディングをしない場合は平坦な法面が残る⁽¹⁾

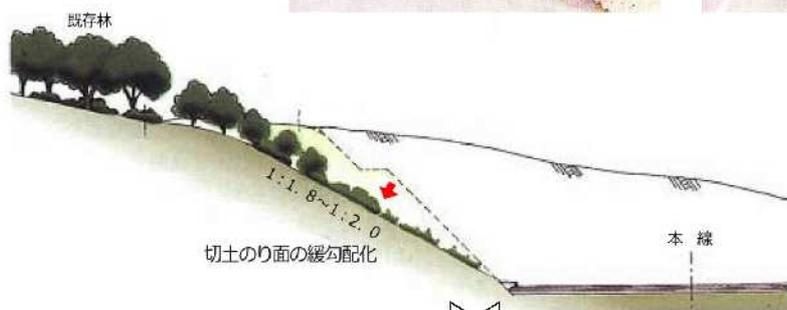
↑自然地形に合わせてラウンディング
↓グレーディングをすると・・・⁽¹⁾

↑植栽が発達したとき法面の存在を目立たなくさせることが出来る⁽¹⁾



グレーディング処理の例

グレーディング処理の将来の例



← 切土法面の緩勾配化（グレーディング）により周辺植生の侵入が見込まれ、自然地形の一体化が期待できる例⁽²⁾



← グレーディングにより周辺植生の侵入が進んだ例（写真左側の法面）⁽²⁾

- 1：この提案項目が設計対象に含まれない。
- 2：検討し、（部分的に）採用した。
- 3：検討したが、不採用となった。
- 4：提案項目は設計対象に含まれるが検討しなかった。
- 5：その他

出典：(1) (財)道路環境研究所, 道路のデザイン-道路デザイン指針(案)とその解説, 2005年7月, P92, 94
 (2) 国土交通省 国土技術政策総合研究所, 景観デザイン規範事例集（道路・橋梁・街路・公園編）, 2008年3月, 道路編023

提案6：法面については、時間と共に徐々に緑に被われていく材質を使用するなどにより、できるだけ目立たなくさせる工夫



↑⁽²⁾ ↓⁽¹⁾ コンクリートのままの法面



↑⁽²⁾ ↓⁽¹⁾ 緑化が進む材質を使用した法面



↑ 徐々に緑に覆われていく材質を使用した例⁽¹⁾

- | |
|--|
| <p>1：この提案項目が設計対象に含まれない。
 2：検討し、（部分的に）採用した。
 3：検討したが、不採用となった。
 4：提案項目は設計対象に含まれるが検討しなかった。
 5：その他</p> |
|--|



将来は・・・
 (右写真は整備後約20年)⁽³⁾

出典：(1) (財)道路環境研究所, 道路のデザイン-道路デザイン指針(案)とその解説, 2005年7月, P59, 96
 (2) 岐阜県都市整備局都市政策課, 岐阜県公共事業景観形成指針の手引き, 2006年3月, P4
 (3) 国土交通省 国土技術政策総合研究所, 景観デザイン規範事例集 (道路・橋梁・街路・公園編), 2008年3月, 道路編027

【道路構造物を計画・設計する場合】

提案7：周辺の眺望が良い場合にはガードレールをガードパイプやガードケーブルに変更したり、シンプルな防護柵を採用したり、また、防護柵の色を周辺の眺望と似た色にするという工夫



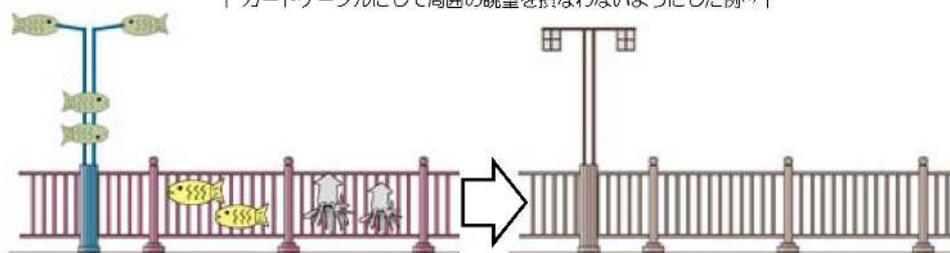
↑ ガードレールでは海が見えづらい⁽³⁾



↑ ガードパイプにすると海が見やすくなる⁽³⁾



↑ ガードケーブルにして周囲の眺望を損なわないようにした例⁽¹⁾



↑ イラストや絵柄、図案は人による好みが大きく分かれ、しかも飽きやすい。さらに経年劣化でみすぼらしくなりがち⁽²⁾

↑ シンプルなほうが望ましい⁽²⁾



↑ 白いと目立つ

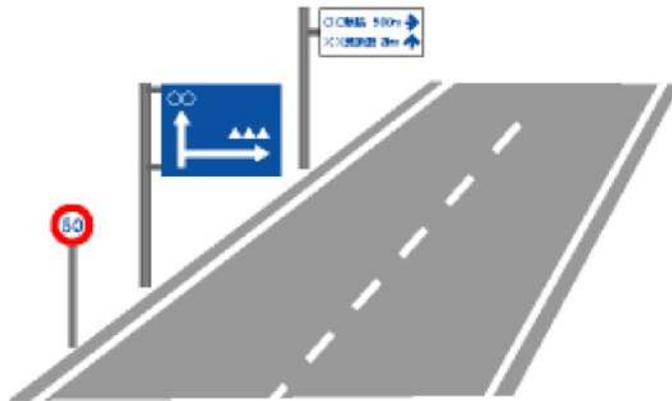


↑ アースカラーにすると目立たなくなる

- 1：この提案項目が設計対象に含まれない。
- 2：検討し、(部分的に)採用した。
- 3：検討したが、不採用となった。
- 4：提案項目は設計対象に含まれるが検討しなかった。
- 5：その他

出典：(1) (財)道路環境研究所, 道路のデザイン-道路デザイン指針(案)とその解説, 2005年7月, P56, 60
 (2) 石川県, 石川県公共事業景観形成ガイドライン, 2009年4月, P38
 (3) 国土交通省 道路局, 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン, 2017年10月, P20

提案8：現に標識が設置されている場所に近接して標識を設置する場合で、併設しても設置効果が損なわれない場合は、道路管理者と公安委員会が協力し、整理・統合を図るという工夫



↑ 複数の標識が近接する場合⁽¹⁾



↑ 案内標識を整理した場合⁽¹⁾



↑ 規制標識を統合した場合。この場合はさらに、柱を信号柱と共有している。⁽²⁾

- | |
|--|
| <p>1：この提案項目が設計対象に含まれない。</p> <p>2：検討し、（部分的に）採用した。</p> <p>3：検討したが、不採用となった。</p> <p>4：提案項目は設計対象に含まれるが検討しなかった。</p> <p>5：その他</p> |
|--|

出典：(1) 石川県,石川県公共事業景観形成ガイドライン,2009年4月,P25
 (2) 独立行政法人土木研究所 寒地土木研究所,北海道の道路デザインブック(案),2010年4月,P9-12

提案9：道路の設計をするにあたり、電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき電線共同溝を設置し、電柱及び電線を排除するという工夫



↑ 電柱及び電線がある場合⁽¹⁾⁽²⁾



↑ 電線共同溝を設置し、道路を美化した場合⁽¹⁾⁽²⁾



- | |
|--|
| <p>1：この提案項目が設計対象に含まれない。
 2：検討し、（部分的に）採用した。
 3：検討したが、不採用となった。
 4：提案項目は設計対象に含まれるが検討しなかった。
 5：その他</p> |
|--|

出典：(1) 国土交通省 都市・地域整備局 都市計画課 景観室, 景観重要公共施設の手引き（案）, P4
 (2) 石川県, 石川県公共事業景観形成ガイドライン, 2009年4月, P28

提案10：伝統的な街並みの中を通る道路の場合、ガードパイプや標識柱、横断歩道橋などの道路附属物については交通安全上支障のない範囲で、周辺の街並みに馴染むよう、例えば茶系統の色とするという工夫



↑黄緑色の歩道橋の場合⁽¹⁾



↑うす茶色にした場合。周囲に溶け込んで目立たなくなる⁽¹⁾



↑水色の標識柱の場合⁽²⁾



↑うす茶色の標識柱の場合。周囲に溶け込んで目立たなくなる⁽²⁾



↑白い電灯柱の場合⁽¹⁾



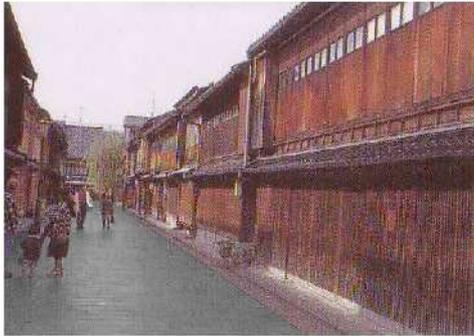
↑うす茶色の電灯柱の場合。周囲に溶け込んで目立たなくなる⁽¹⁾

- 1：この提案項目が設計対象に含まれない。
- 2：検討し、（部分的に）採用した。
- 3：検討したが、不採用となった。
- 4：提案項目は設計対象に含まれるが検討しなかった。
- 5：その他

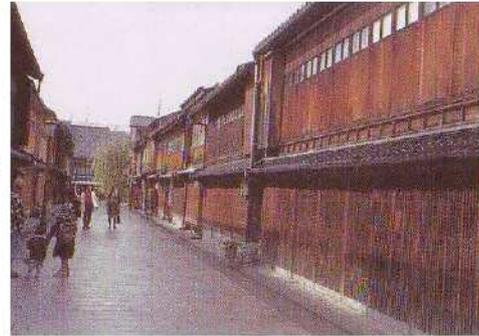
出典：(1) 愛知県一宮建設事務所, 景観整備ガイドライン（案）, 2008年3月, P20, 35
 (2) 埼玉県, 埼玉県公共事業系関係性指針の解説 攻略本 彩の国埼玉県, 2013年4月改訂版, P39

【道路・歩道の舗装を検討する場合】

提案11：伝統的な街並みの中を通る道路や裏通り、商店街など、歩行者が中心となるべき道路の場合、車道部分の黒舗装をやめて、茶色など別の色にすることで、できるだけ「歩行者より車が優先」という雰囲気を減らす工夫



↑車道が黒舗装だと歩行者が多くても車中心という印象になる⁽¹⁾



↑車道を黒舗装以外にすると歩行者優先という印象が増す⁽¹⁾



↑黒舗装だと車が優先というイメージになりがち⁽¹⁾



↑茶色の舗装にし、歩行者優先という印象になった例⁽¹⁾



↑黒舗装の例。犬山祭の舞台となる道路⁽²⁾



↑茶色の舗装の例。名古屋市緑区有松地区⁽²⁾



↑黒舗装の例⁽³⁾



↑色を薄くするだけでも車優先というイメージが減る。⁽³⁾

- 1：この提案項目が設計対象に含まれない。
- 2：検討し、(部分的に)採用した。
- 3：検討したが、不採用となった。
- 4：提案項目は設計対象に含まれるが検討しなかった。
- 5：その他

出典：(1) (財)道路環境研究所, 道路のデザイン-道路デザイン指針(案)とその解説, 2005年7月, P64, 80
 (2) 愛知県一宮建設事務所, 景観整備ガイドライン(案), 2008年3月, P13
 (3) 半田市, 半田市景観形成ガイドライン, P27



(提案11の
写真の続き)

↑ 黒舗装の例⁽²⁾

↑ 黒をやめるだけでも「歩行者より車が優先」という印象が減る⁽²⁾



↑ 姫路城周辺の城下町のみちすじ整備の例。警察との協議の結果、歩車道区分ラインと停止線表示は残したが、車道舗装は茶色としている。⁽¹⁾



↑ 萬福寺参道整備の例。歴史的雰囲気壊さないよう、警察との協議の結果、地区全体で速度制限を導入し、停止線や「止まれ」表示を消している。⁽¹⁾

提案12：歩道部分の舗装の明彩度を低く抑えることで、落ち着いた雰囲気の景観を創出するという工夫



↑ 明彩度が高すぎて、落ち着いた雰囲気の例⁽³⁾



↑ 明彩度が高すぎて、落ち着いた雰囲気の例



↑ 明彩度を低く抑えると落ち着いた雰囲気となる

- 1：この提案項目が設計対象に含まれない。
- 2：検討し、(部分的に)採用した。
- 3：検討したが、不採用となった。
- 4：提案項目は設計対象に含まれるが検討しなかった。
- 5：その他

出典：(1)国土交通省 都市・地域整備局、景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」、2011年6月、P168
 (2)国土交通省 国土技術政策総合研究所、景観デザイン規範事例集(道路・橋梁・街路・公園編)、2008年3月、街路編006
 (3)独立行政法人土木研究所 寒地土木研究所、北海道の道路デザインブック(案)資料編、2010年4月、P6-45

提案13：歩道部分にタイル（または石）舗装をする場合、将来補修工事がされてタイル等が分断される可能性がある場合は、タイル等と黒舗装を併用し、タイル等を「模様」、黒舗装を「背景」と見立てた舗装をすることで、舗装コスト削減を図りつつ、将来的にもちぐはぐな舗装が生じるのを未然に防ぐという工夫



↑歩道全面にタイルを貼った例。上の写真は明度・彩度も大きく、それも良くない。



↑タイルと黒舗装を併用すれば、「模様」と「背景」を意識したデザインが出来る。さらに、初期の舗装コストも減るし、後々補修工事をしても跡が目立たない。



↑歩道全面にタイルを貼ると将来補修工事したとき「傷跡」が残る↑



- 1：この提案項目が設計対象に含まれない。
- 2：検討し、（部分的に）採用した。
- 3：検討したが、不採用となった。
- 4：提案項目は設計対象に含まれるが検討しなかった。
- 5：その他

【植栽したり既存樹木を残したりする余地がある場合】

提案14：緑の空間づくりが期待できる場合は大きく生長する街路樹を密に植えたり、逆に開放的な景観が期待できる場合は街路樹の間隔を広げて見晴らしを良くするなど、地域の状況に応じて街路樹の密度を上げたり下げたりする工夫



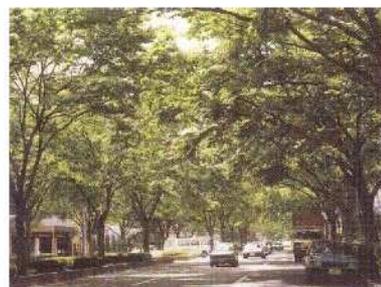
↑ 開放的な空間であれば、街路樹を密に植えない方が見晴らしのよい景観が期待できる↑



↑ 街路樹を密に植えると、緑溢れる景観は作れる。しかしその分、開放感は無くなり、維持管理も大変。(2)



↑ 開放的な空間であれば、あえて街路樹をまばらにしたほうが、見晴らしがよくなり遠方も見える景観となる。(2)



↑ 緑のトンネルの景観を創出するのなら密に植える方が良いという例。(1)

提案15：駅前的大通りなどでは整然とした樹形で樹高も高く緑の豊かさをアピールできるケヤキやイチョウの並木などを採用し、商店街など親しみやすい空間を目指す場合にはヤナギのような柔らかい印象の樹種を採用するなど、樹木の種類による工夫



ヤナギを使った、親しみやすい空間(1)



左の写真のより車線数も多く、格調を高くした道路空間(1)



官庁街でイチョウ並木を使い、格調を高くした道路空間(1)



目抜き通りでイチョウ並木を使い、格調を高くした道路空間(1)

- 1：この提案項目が設計対象に含まれない。
- 2：検討し、(部分的に)採用した。
- 3：検討したが、不採用となった。
- 4：提案項目は設計対象に含まれるが検討しなかった。
- 5：その他

出典：(1) (財)道路環境研究所, 道路のデザイン-道路デザイン指針(案)とその解説, 2005年7月, P65.84.87.88
 (2) 独立行政法人土木研究所 寒地土木研究所, 北海道の道路デザインブック (案) 資料編, 2010年4月, P4-14

提案16：緑豊かな空間が望まれる場合は、街路樹を大きく生長させるために、植栽柵ではなく、盛り土をした植栽帯を設置することで、自然樹形の並木を創出する工夫



↑植栽帯の土を盛り上げない例。何の変哲もない道路の印象となる。



↑植栽帯をわざと築堤状に土を盛り上げた例。こうすることで、樹木の生育に必要な土壌も多く確保できる。更に、もともとそういう地形であったかのような、歴史がありそうな印象を与えることができる。



↑道路沿いの植樹帯の土が盛り上がっていると本来の地形を想像させる。

- 1：この提案項目が設計対象に含まれない。
- 2：検討し、（部分的に）採用した。
- 3：検討したが、不採用となった。
- 4：提案項目は設計対象に含まれるが検討しなかった。
- 5：その他

提案17：分岐点やカーブ、町への入口や橋のたもとなど、特徴のある地点では大きく生長する樹木を植えたり、すでに在る樹木を一部残すことで、将来的なランドマークを創出する工夫



↑交差点においてランドマークとなる植栽がない場合⁽¹⁾



↑ランドマークとなる植栽を追加することで、特徴的な景観となり、さらに植栽が交差点の目印となり、安心感も生まれる。⁽¹⁾



↑T字交差点において左右への道路標示とシェvronマーカ-のみの場合⁽²⁾



↑行き止まり方向にランドマークとなる植栽を追加することで、直進できないことが明確になり安心感も生まれる。⁽²⁾



↑橋のたもとの樹木を保存してランドマークにしている例。交差点の目印にもなり、街の顔にもなっている。



↑T字交差点においてランドマークがないと、交差点であることもしばしばわかりにくい。⁽³⁾



↑ランドマークとなる植栽があると、ここには何かある、という意識が働く。景観上も特徴が生まれる。⁽³⁾

- | |
|--|
| <p>1：この提案項目が設計対象に含まれない。
 2：検討し、（部分的に）採用した。
 3：検討したが、不採用となった。
 4：提案項目は設計対象に含まれるが検討しなかった。
 5：その他</p> |
|--|

出典：(1) 独立行政法人土木研究所 寒地土木研究所,北海道の道路デザインブック(案),2010年4月,P5-12
 (2) 独立行政法人土木研究所 寒地土木研究所,北海道の道路デザインブック(案)資料編,2010年4月,P5-9
 (3) 独立行政法人土木研究所 寒地土木研究所,北海道における道路景観チェックリスト(案),2010年4月,P25

【その他】

提案18：道路事業予定地の周辺で他の公共事業等が予定されている場合は、これらと一体的に整備することでより良い景観の創出をするという工夫



↑街路事業と都市公園事業とで一体的な緑の空間を整備した事例↑⁽⁴⁾

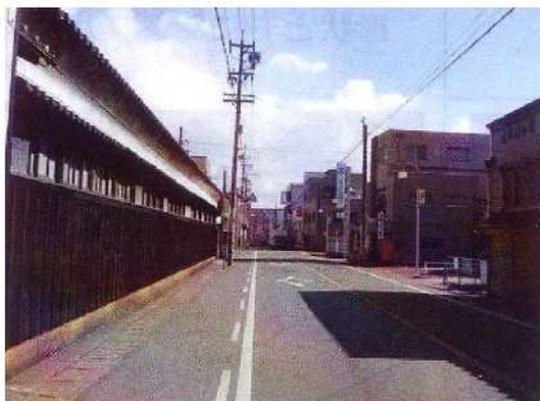


街路事業(市) ← → 港湾事業(県)
街路事業と港湾事業とで一体的な水辺空間を整備した事例↑⁽³⁾



↑駅前広場とその周囲の歩道について、舗装も含め一体となった空間としている例⁽³⁾

提案19：地元市町村から何か色彩や構造等、望ましい景観について話を聞いてみるという取り組み



↑黒舗装の例。祭の舞台となる道路だが、あいにく黒舗装が雰囲気壊している。⁽¹⁾



↑地域によっては祭りや廻り廻される山車のルートなども考慮したほうが望ましい。⁽²⁾

- 1：この提案項目が設計対象に含まれない。
- 2：検討し、(部分的に)採用した。
- 3：検討したが、不採用となった。
- 4：提案項目は設計対象に含まれるが検討しなかった。
- 5：その他

出典：(1) 愛知県一宮建設事務所, 景観整備ガイドライン(案), 2008年3月, P13

(2) 半田市, 半田市景観形成ガイドライン, P67

(3) 国土交通省 都市・地域整備局, 景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」, 2011年6月, P28, 172

(4) 国土交通省 国土技術政策総合研究所, 景観デザイン規範事例集(道路・橋梁・街路・公園編), 2008年3月, 街路編027

提案20：A案・B案・C案など複数の道路線形の比較評価を行うに当たり、道路を走っていて景観資源を楽しめるか、また、外から見て道路が周辺の地形や街並みに溶け込み、全体として良好な景観を形成しているかという、「景観への影響」という評価項目を追加するという工夫

参考事例

	第1案	第2案	第3案
工法	鉄筋挿入工 吹付枠工 枠内：植生基材吹付 t=3cm	鉄筋挿入工 簡易吹付法枠工 枠内：植生基材吹付 t=3cm	鉄筋挿入工 プレキャストパネル 植生基材吹付t=3cm
外観			
施工性	・鉄筋組立、型枠、コンクリート吹付の工程があり工期が長い。 ・他案より鉄筋挿入本数が少ない。 ○	・簡易な組立枠を使用するため、第1案より施工性が良い。 ・1案より鉄筋挿入本数が多い。 △	・部材が軽量であり、施工性が良い。2次製品のため養生不要。 ・1案より鉄筋挿入本数が多い。 △
景観性	枠内のみ緑化が可能。 △	枠内のみ緑化が可能。 △	全面緑化が可能。 ○
工事費	1.00	1.28	1.24

景観に配慮する必要が無い場合、一般的には施工性や経済性を重視し、総合評価を行うことが多い。

総合評価	○	△	△
------	---	---	---

景観に配慮すべき地区である場合、景観項目の評価を重視し、総合評価を行う。

総合評価	△	△	○
------	---	---	---

提案21：その他、このチェックシート以外に景観に配慮する工夫をしたら自由記入欄にご記入下さい。

6.2.2 海岸事業における景観設計の例

【突堤・ヘッドランドが計画されている場合】

提案1：突堤やヘッドランドを設置する場合、できるだけ天端高を低く抑えるとともに、現場発生材等を用いて突堤と砂浜や水面との境界部分を緩傾斜状に滑らかに擦り付けることで、コスト増にならない範囲で、海岸が分断されているという印象を無くし、突堤のもつ人工的な印象を減らす工夫はどうか。



↑突堤と砂浜を擦り付けない例。
砂浜が突堤により突然終わる印象となる。



↑突堤と砂浜とを滑らかに擦り付けた例。
砂浜は突堤により終わることなく、突堤を越えて広がっていく印象となる。



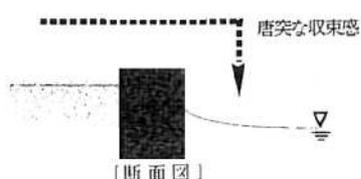
↑小さい突堤でも直角な形状だと人工構造物という印象が強い。



↑突堤と砂浜とを滑らかに擦り付けた例
砂浜は突堤により終わることなく、突堤を越えて広がっていく印象となる。



〔直立堤〕



〔断面図〕

〔天端を幅広、接水面を緩傾斜とした突堤〕



〔断面図〕



イメージ



イメージ

- 1：この提案項目が設計対象に含まれない。
- 2：検討し、（部分的に）採用した。
- 3：検討したが、不採用となった。
- 4：提案項目は設計対象に含まれるが検討しなかった。
- 5：その他

提案2：放水路を整備する必要がある場合、突堤と一体化することでコスト縮減を図りつつ、放水路という人工構造物を見せなくする工夫はどうか。



↑ 汀線を放水路が分断している例



↑ 放水路を突堤と一体化させた例
直接放水路が目につくことがなくなる。

- | |
|--|
| <p>1：この提案項目が設計対象に含まれない。
 2：検討し、（部分的に）採用した。
 3：検討したが、不採用となった。
 4：提案項目は設計対象に含まれるが検討しなかった。
 5：その他</p> |
|--|

【離岸堤が計画されている場合】

提案3：離岸堤を設置する場合、潜堤の設置が困難で海面上に立ち上がりが生じる場合は、新型離岸堤を採用することで消波ブロックの積み上げ等による施工コストの削減を図りつつ、海面上の立ち上がりも減らすという工夫はどうか。



↑従来のコンクリートブロック工法による重力式の離岸堤による消波ブロックの立ち上がりの例。消波ブロックにより水平線への眺望が阻害される。



↑新型離岸堤（※）を採用した例。従来の重力式離岸堤に比べ海面からの立ち上がりが少なく、水平線への眺望が確保される。



←従来のコンクリートブロック工法による離岸堤では、離岸堤の配置に応じてトンボロ状の地形が発達して、元々の汀線形状に対する歪みが大きく、不自然な形状となりやすい。

一方、有脚式の新型離岸堤※の場合は、この歪みが少なく、元々の汀線に対して自然な形で汀線が形成される。

※新型離岸堤：旧建設省土木研究所と民間企業により共同開発した離岸堤でいくつかのタイプがあるが、いずれも従来の離岸堤に比べて、消波機能は同等であるが、大水深・急勾配の海底にも設置可能、透過性が高く、環境浄化能力、集魚効果が高い、水面上の立ち上がりが小さく、景観性に優れる、等の利点がある。また、従来のような波の被災や不等沈下による崩れやブロックの散乱がなく、維持管理コストが抑えられるため、ライフサイクルコストの観点からも注目されている。

- 1：この提案項目が設計対象に含まれない。
- 2：検討し、（部分的に）採用した。
- 3：検討したが、不採用となった。
- 4：提案項目は設計対象に含まれるが検討しなかった。
- 5：その他

【養浜工が計画されている場合】

提案4：消波堤等により海浜から海を眺められないような場合で、養浜工による面的防護が計画されている海岸においては、砂防事業や港湾事業で発生した土砂等を流用することでコスト縮減を図りつつ、後浜を小高くすることにより消波堤越しに海を眺められるようにする工夫はどうか。



↑ 消波ブロックにより海を眺めることができない例



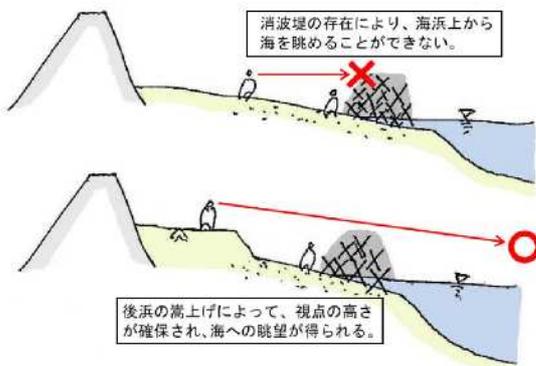
↑ 養浜により後浜を高くし、海を眺めることができるようにした事例



↑ 消波ブロック越しに海を眺められる場合でも・・・



↑ 養浜により後浜を高くすることで視点によっては消波ブロックそのものが見えなくなる



- 1：この提案項目が設計対象に含まれない。
- 2：検討し、（部分的に）採用した。
- 3：検討したが、不採用となった。
- 4：提案項目は設計対象に含まれるが検討しなかった。
- 5：その他

出典：国土交通省 河川局・港湾局 農林水産省 農村振興局・水産庁,海岸景観形成ガイドライン,2006年1月,P88～89

【消波工が計画されている場合】

提案5：陸地に消波ブロックを設置する場合は、自然石を活用することでテトラポッド製造費などコストの縮減を図りつつ、人工的な印象を減らす工夫はどうか。



消波ブロックの代わりに大ぶりの自然石を並べた例

【付帯設備を設置する場合】

提案6：スロープや階段、トイレなどの諸施設はできるだけ護岸と一体的に収めることでコスト縮減を図りつつ、目立たなくさせる工夫はどうか。



トイレが護岸と一体化している例

- 1：この提案項目が設計対象に含まれない。
- 2：検討し、（部分的に）採用した。
- 3：検討したが、不採用となった。
- 4：提案項目は設計対象に含まれるが検討しなかった。
- 5：その他

【周囲に公園等が存在する場合】

提案7：海岸の直背後に、海岸保全事業と事業・管理主体の異なる公園等が連続する場合には、関係管理者等と調整、連携し、相互に連続する一体的な空間として整備することで、全体としてのコスト縮減を図りつつ、広がりのある海岸景観を創出する工夫はどうか。



樹間から海を眺めるのは、海岸景観鑑賞のあり方のひとつであるが、砂浜の後ろの公園に密に植栽を配置させると、公園からせっかくの海を見通すことができなくなってしまう。(1)



背後の公園の松の疎林(2)
松の適度な植栽密度により公園からの海の眺めを確保（包ヶ浦）

- 1：この提案項目が設計対象に含まれない。
- 2：検討し、（部分的に）採用した。
- 3：検討したが、不採用となった。
- 4：提案項目は設計対象に含まれるが検討しなかった。
- 5：その他

出典：(1) 国土交通省 河川局・港湾局 農林水産省 農村振興局・水産庁, 海岸景観形成ガイドライン, 2006年1月, P115
(2) 国土交通省 国土技術政策総合研究所, 景観デザイン規範事例集（河川・海岸・港湾編）, 2008年3月, 海岸編011

【植栽をすることが可能な計画である場合】

提案8：突堤やヘッドランドを設置する場合、天端幅を幅広にして背後地と連続した植栽を施すことにより、突堤をあたかも自然の岬のように見せる工夫はどうか。



イメージ

↑↓ 突堤に植栽をしていない例



↑↓ 突堤に植栽をした例。
あたかも自然の岬のように見える。



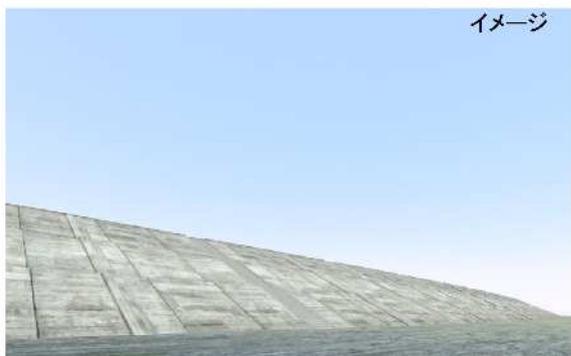
イメージ



↑ 突堤に植栽をした例。あたかも自然の岬のように見える。

- 1：この提案項目が設計対象に含まれない。
- 2：検討し、（部分的に）採用した。
- 3：検討したが、不採用となった。
- 4：提案項目は設計対象に含まれるが検討しなかった。
- 5：その他

提案9：堤防や護岸による圧迫感を感じさせないようにするため、堤防・護岸に沿って樹木を植える工夫はどうか。



↑堤防に沿って何も植栽をしていない例(イメージ)
コンクリートの長大な法面が圧迫感を与えやすい。



↑堤防に沿って市街地側に高木を植栽をした例(イメージ)
コンクリートの印象が減る。



→堤防後ろの樹林により、後背地から見たとき堤防が見えず、堤防の圧迫感も感じずに済む例。(1)



→堤防の前面(浜側)に植栽された松が育ち、堤防後ろの松林とともに、堤防を挟んでいる例。
→海浜からも後背地からも堤防が見えなくなり、堤防の圧迫感がなくなるとともに、海からの空間が堤防後ろの松林まで広がっている印象となる。(1)



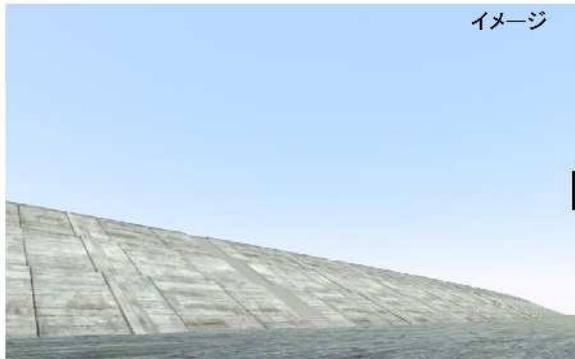
→堤防手前の樹林により、海側から堤防が見えず(写真左半分)、堤防の圧迫感も感じずに済む例。(1)



- 1：この提案項目が設計対象に含まれない。
- 2：検討し、(部分的に)採用した。
- 3：検討したが、不採用となった。
- 4：提案項目は設計対象に含まれるが検討しなかった。
- 5：その他

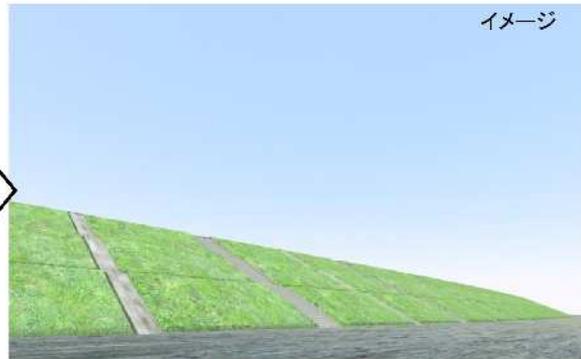
出典：(1)国土交通省 河川局・港湾局 農林水産省 農村振興局・水産庁、海岸景観形成ガイドライン、2006年1月、P71,73,114

提案10：堤防による圧迫感を減らすため堤防の市街地側の法面を緑化することで人工的な印象を減らす工夫はどうか。



イメージ

↑ 堤防に何も植栽をしていない例(イメージ)
コンクリートの長大な法面が圧迫感を与えやすい。



イメージ

↑ 堤防の法面(市街地側)に芝を貼り付けた例(イメージ)
コンクリートの印象が減る。



←↑ 堤防の法面(市街地側)に芝を貼り付けた例
コンクリートの印象が減る。(1)



- 1：この提案項目が設計対象に含まれない。
- 2：検討し、(部分的に)採用した。
- 3：検討したが、不採用となった。
- 4：提案項目は設計対象に含まれるが検討しなかった。
- 5：その他

提案11：後ろに松林などがある場合は、松林の幅に厚みをもたせつつ、砂浜との境界を曖昧にして、連続した空間として整備することで、松林から海へのアクセスも容易にし、広がりのある海岸空間を作る工夫はどうか。



↑↓ 松林を一行に植え、砂浜との境界を明確にした例。松と砂浜が入り組んだような昔ながらの海岸景観とならない。



↑↓ まばらに生える松林と砂浜の間に明確な境界を設けず、松林からそのまま砂浜に出られるようにした例。疎らに生える松の樹間越しに海を鑑賞できる。



- 1：この提案項目が設計対象に含まれない。
- 2：検討し、（部分的に）採用した。
- 3：検討したが、不採用となった。
- 4：提案項目は設計対象に含まれるが検討しなかった。
- 5：その他

堤防の前面に松が植えられた例。→まばらに植えることで砂浜との境界があいまいになり連続した空間となる。

【遊歩道・管理用道路を整備する計画である場合】

提案12：海岸線に沿って遊歩道や管理用道路などを設置する場合は、その道路の両側で高木をまばらに植栽することで、海岸と後背地が道路により分断されているという印象を和らげる工夫はどうか。



↑管理用道路が砂浜の後ろに整備された事例。
海の空間が道路までで終わる印象となる。



↑遊歩道の両側に樹木を植えた事例。
海の空間が遊歩道の後ろまで続いていく印象となる。

提案13：階段や遊歩道、柵、手摺りなどの利便性や安全性のために設置する施設は、人工的な印象をなるべく与えないよう、できるだけシンプルで控えめな色彩・デザインとするという工夫はどうか。



明度・彩度の高い色彩の遊歩道の例



明度・彩度を低く抑えた色彩の遊歩道の例

- 1：この提案項目が設計対象に含まれない。
- 2：検討し、（部分的に）採用した。
- 3：検討したが、不採用となった。
- 4：提案項目は設計対象に含まれるが検討しなかった。
- 5：その他

【駐車場を整備する計画である場合】

提案14：駐車場と海浜が近い場合には、駐車場が海浜から丸見えにならないよう、松の植栽などにより目隠しをする工夫はどうか。



↑ 海岸付近の駐車場を植栽で囲い、外部から見えなくしている例↑

- | |
|--|
| <p>1：この提案項目が設計対象に含まれない。</p> <p>2：検討し、（部分的に）採用した。</p> <p>3：検討したが、不採用となった。</p> <p>4：提案項目は設計対象に含まれるが検討しなかった。</p> <p>5：その他</p> |
|--|

【その他】

提案15：その他、このチェックシート以外に景観に配慮する工夫をしてみましたら自由記入欄にご記入下さい。

6.2.3 公園事業における景観設計の例

【公園内の工作物・建物などについて】

提案1：フェンス類については、自転車などによる衝突の危険などが無い場合は、出来るだけ目立たなくする工夫はどうか。

色により目立たなくしている例



↑ちぐはぐなフェンス



↑↓黒くするだけでも目立たなくなる



↑白く目立つ転落防止柵



擬木という形状により目立たなくしている例



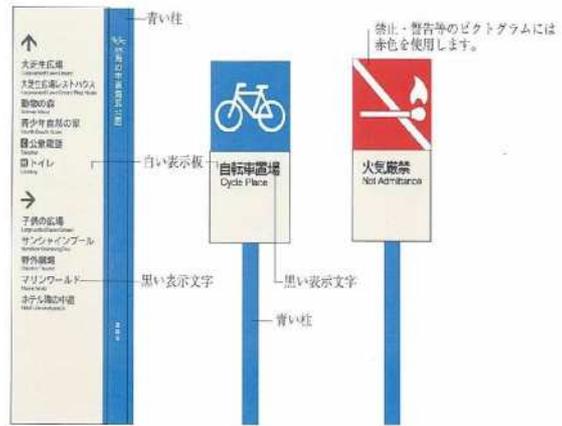
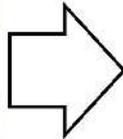
↑周りの植栽に合わせて擬木の柵などを使うのもひとつの工夫

- 1：この提案項目が設計対象に含まれない。
- 2：検討し、（部分的に）採用した。
- 3：検討したが、不採用となった。
- 4：提案項目は設計対象に含まれるが検討しなかった。
- 5：その他

提案2：公園内のサイン類が利用に伴って追加された結果、ごちゃごちゃした景観が生じてしまうなどということにならないよう、基本となる色彩や形態など、あらかじめサイン類の基本デザインを決めておくという工夫はどうか。



↑↓ 色がバラバラなサイン類



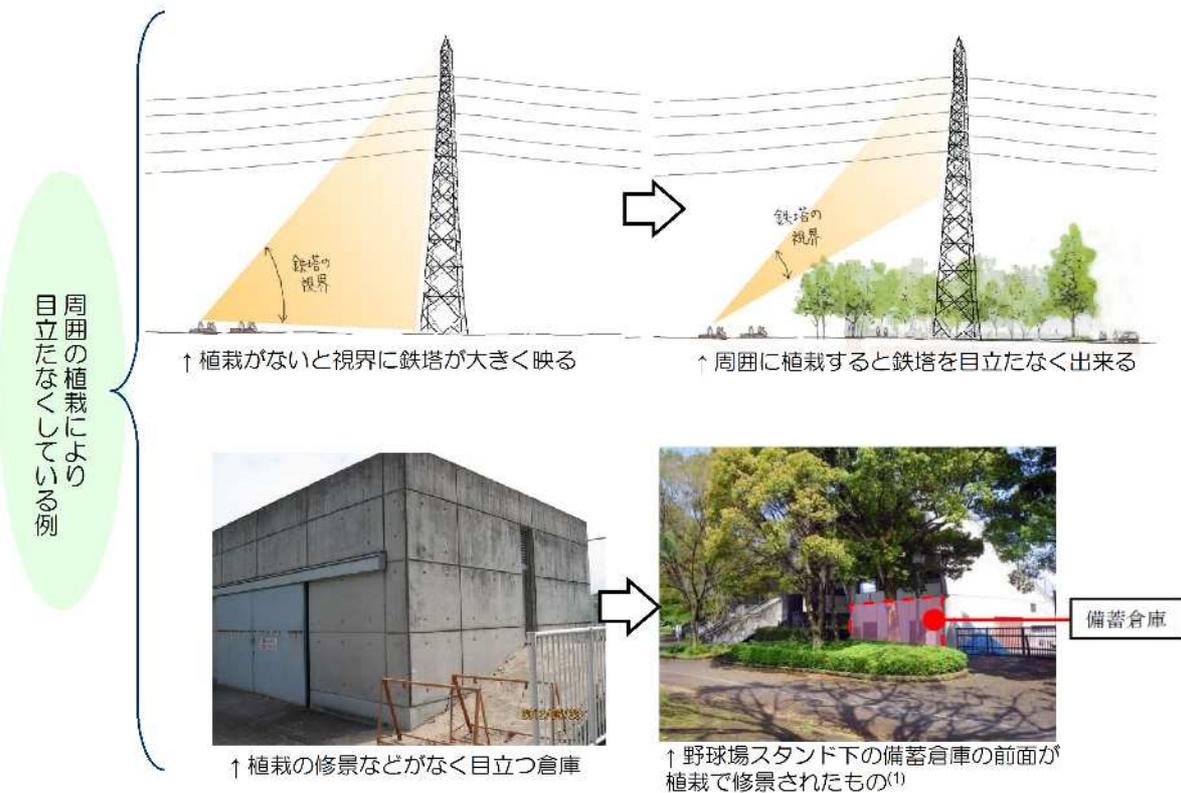
↑↓ 基本的な色彩・形態を統一した例⁽¹⁾



- 1：この提案項目が設計対象に含まれない。
- 2：検討し、（部分的に）採用した。
- 3：検討したが、不採用となった。
- 4：提案項目は設計対象に含まれるが検討しなかった。
- 5：その他

出典：(1) 国土交通省 都市・地域整備局、景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」-解説編-、2011年6月、P221

提案3：公園の周囲や内部に、倉庫や電気設備、鉄塔などの見苦しい施設がある場合、植栽や配置の工夫などにより目立たなくする工夫はどうか。



- 1：この提案項目が設計対象に含まれない。
- 2：検討し、（部分的に）採用した。
- 3：検討したが、不採用となった。
- 4：提案項目は設計対象に含まれるが検討しなかった。
- 5：その他

出典：(1) 国土交通省 都市・地域整備局,景観形成ガイドライン『都市整備に関する事業』-解説編-,2011年6月,P229

提案4：大規模な建築物・工作物を設置する場合は、山並みの稜線（スカイライン）を遮るような位置で作るのを避けたり、できるだけ直線を使わないようにすることで、人工的な構造物であるという印象を減らすという工夫はどうか。

眺望を阻害しないようにしている例



↑ 背景のスカイラインを遮らないよう緩やかな勾配屋根とした例⁽¹⁾

屋根に直線を使わないことで人工的な印象を減らしている例



↑ 屋根を背景のスカイラインに合うような曲面にした例⁽²⁾

- 1：この提案項目が設計対象に含まれない。
- 2：検討し、（部分的に）採用した。
- 3：検討したが、不採用となった。
- 4：提案項目は設計対象に含まれるが検討しなかった。
- 5：その他

出典：(1) 石川県、石川県公共事業景観形成ガイドライン、P79

(2) 国土交通省 都市・地域整備局、景観形成ガイドライン『都市整備に関する事業』-解説編-、2011年6月、P216

提案5：歴史的風情が残っている地域内において、シンプルな景観を念頭に置きつつも、歴史を感じさせるデザインを公園内施設に積極的に取り入れるという工夫はどうか。

和風のデザインを取り入れている例



↑ 何の変哲もない管理棟の例



↑ 管理棟を周辺の歴史的風情に合わせて和風にした例



↑ 油ヶ淵水辺公園ではその基本設計において、和風の施設イメージを掲げている。



↑(1) ↓(2) 休憩所を民家風にした公園の例



- 1：この提案項目が設計対象に含まれない。
- 2：検討し、（部分的に）採用した。
- 3：検討したが、不採用となった。
- 4：提案項目は設計対象に含まれるが検討しなかった。
- 5：その他

擁壁を石積みにする
ことで城郭を連
想させている例



↑ 何の変哲もないコンクリート擁壁の例



↑ 石積み擁壁にすると歴史がありそうな印象になる

出典：(1) 石川県,石川県公共事業景観形成ガイドライン,P63
(2) 国土交通省 国土技術政策総合研究所,景観デザイン規範事例集（道路・橋梁・街路・公園編）, 2008年3月,公園編043

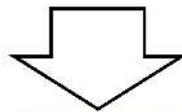
【園路舗装・駐車場・法面・擁壁などについて】

提案6：そのエリアが目指す空間に相応しくなるよう、園路舗装の色彩や材質を工夫するのはどうか。

周りの自然が豊かなエリアで、人工的な印象を減らしている工夫



↑ アスファルト舗装を使った例

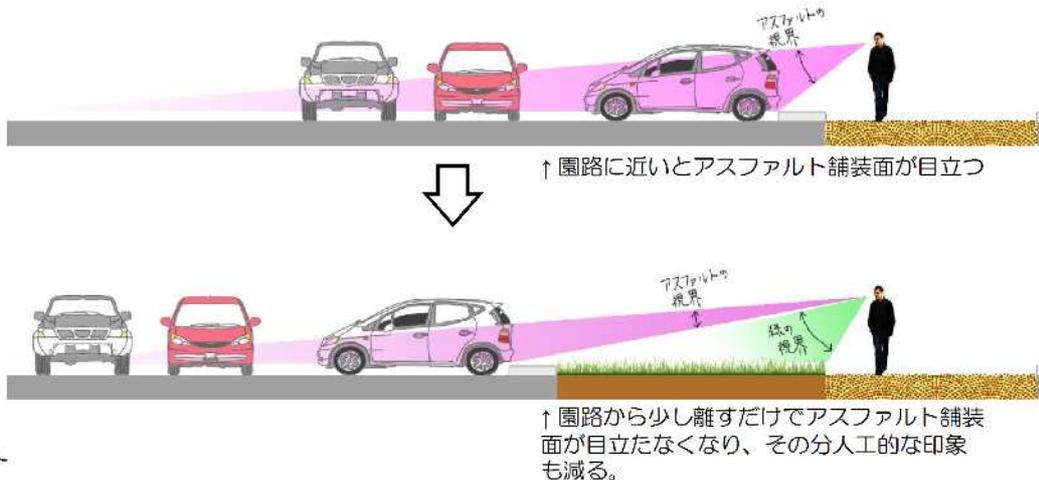


↑ 脱色アスファルト舗装を使い人工的な印象を減らした例

- 1：この提案項目が設計対象に含まれない。
- 2：検討し、（部分的に）採用した。
- 3：検討したが、不採用となった。
- 4：提案項目は設計対象に含まれるが検討しなかった。
- 5：その他

提案7：駐車場を設置する場合、防犯上の死角を生まないよう留意しつつ、舗装面のもつ人工的な印象を減らす工夫はどうか。

園路からの距離をとることで目立たなくしている工夫



舗装の材質を工夫することで人工的な印象を減らしている工夫



植栽により舗装面を目立たなくしている工夫

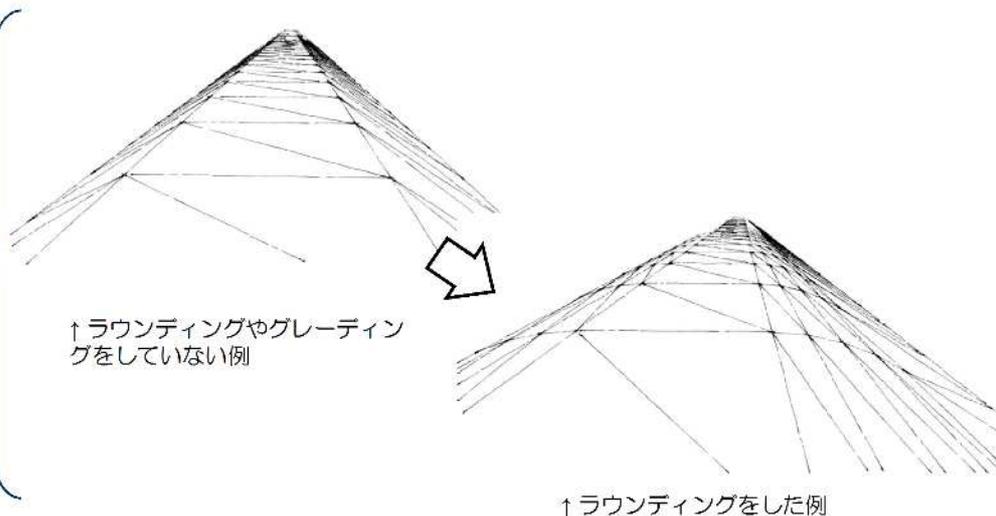


- 1：この提案項目が設計対象に含まれない。
- 2：検討し、（部分的に）採用した。
- 3：検討したが、不採用となった。
- 4：提案項目は設計対象に含まれるが検討しなかった。
- 5：その他

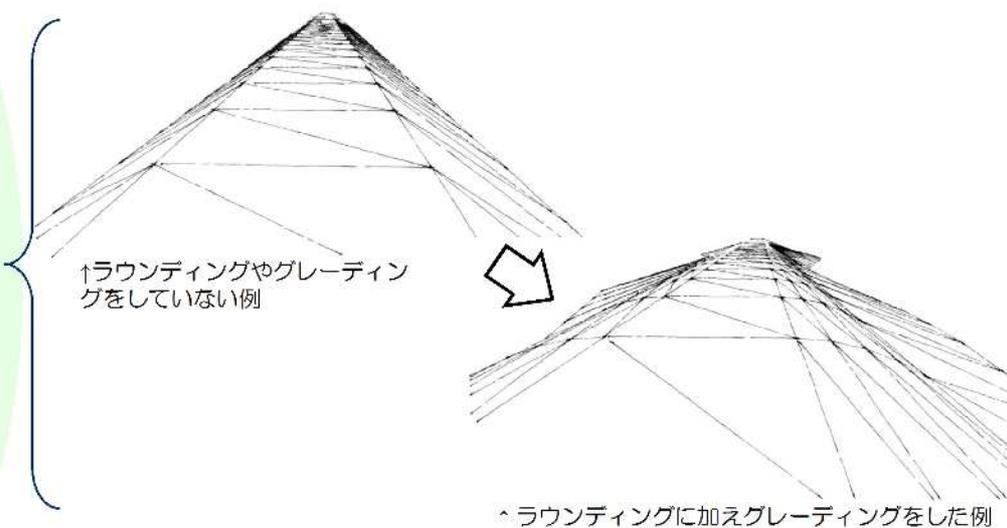
出典：(1) 国土交通省 都市・地域整備局、景観形成ガイドライン『都市整備に関する事業』-解説編、2011年6月、P202
 (2) 東京都環境局、駐車場緑化ガイド、P12

提案8：法面の設計に当たって、ラウンディングやグレーディングをすることで、より自然らしい景観を作るといふ工夫はどうか。

ラウンディングにより
法尻や法肩に丸みをつけ、
自然らしくしている例



さらにグレーディングにより
より緩やかな法面勾配とし、
また、勾配に変化をつけるなどして、
自然らしくしている例



- 1：この提案項目が設計対象に含まれない。
- 2：検討し、（部分的に）採用した。
- 3：検討したが、不採用となった。
- 4：提案項目は設計対象に含まれるが検討しなかった。
- 5：その他

【水環境・植栽について】

提案9：川や池など水面のある公園において、公園利用者の安全を損なわない範囲で、できるだけ人工的な印象を減らす工夫はどうか。

動植物の生育・生息環境を
保全・創出することで、
人工的な印象を減らしている例

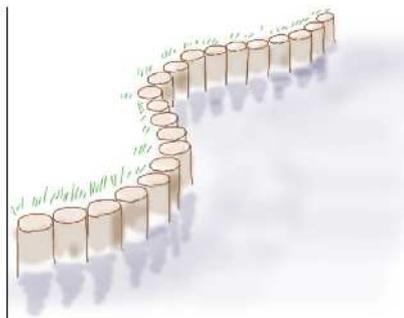


↑法面をコンクリートブロックにした池

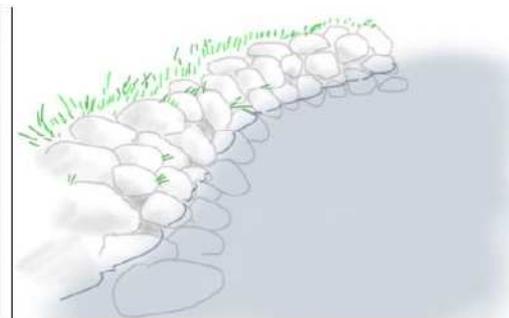


↑水草や湿性植栽を取り入れた池⁽¹⁾

コンクリートでなく
石や木杭などを使うことで
人工的な印象を減らしている例



↑水際を木杭にして人工的な印象を減らした例



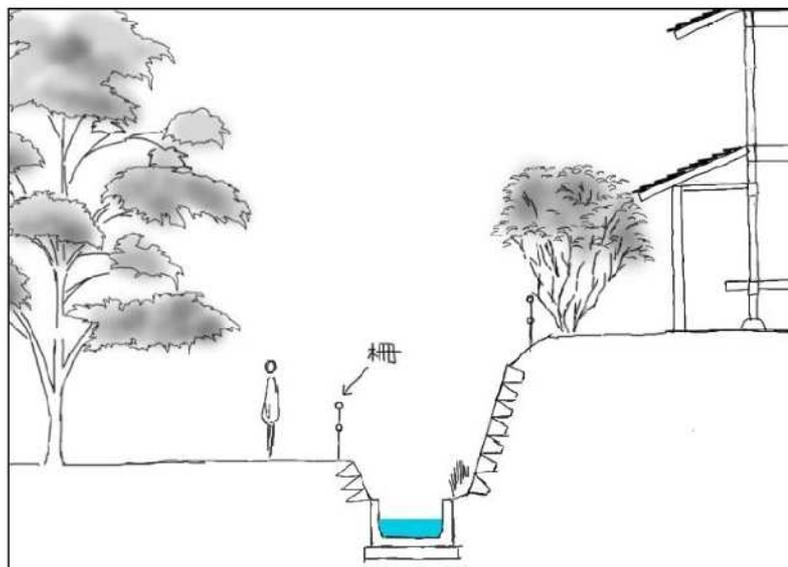
↑法面を石積みにして人工的な印象を減らした例

- 1：この提案項目が設計対象に含まれない。
- 2：検討し、（部分的に）採用した。
- 3：検討したが、不採用となった。
- 4：提案項目は設計対象に含まれるが検討しなかった。
- 5：その他

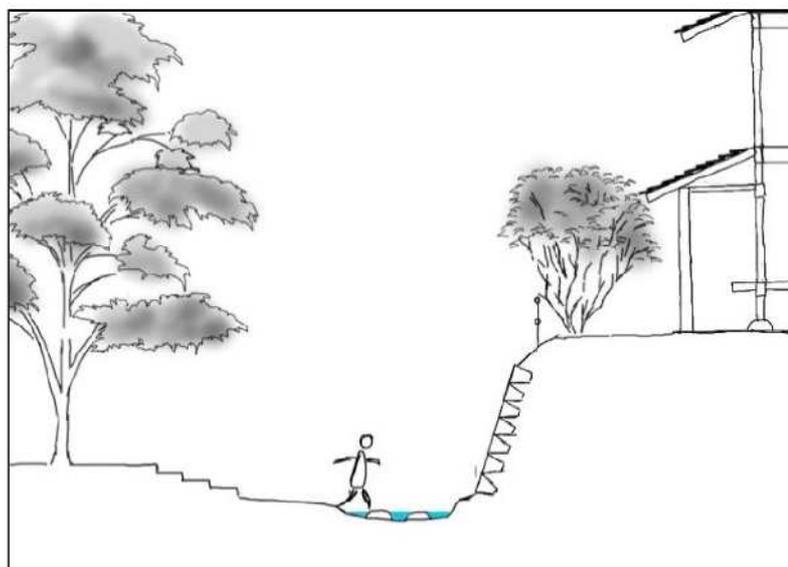
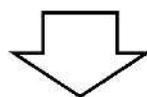
出典：(1) 国土交通省 都市・地域整備局,景観形成ガイドライン『都市整備に関する事業』-解説編-,2011年6月,P217

提案10：川や池など水面のある公園において、公園利用者の安全を損なわない範囲で、できるだけ水と触れられる空間として整備し、憩いの場としての魅力を向上させる工夫はどうか。

親水空間として整備し憩いの場としての魅力を向上している例



↑用水路の周囲に柵があり立ち入れない場合



↑緩い勾配で水に触れられるようにした場合

- 1：この提案項目が設計対象に含まれない。
- 2：検討し、（部分的に）採用した。
- 3：検討したが、不採用となった。
- 4：提案項目は設計対象に含まれるが検討しなかった。
- 5：その他

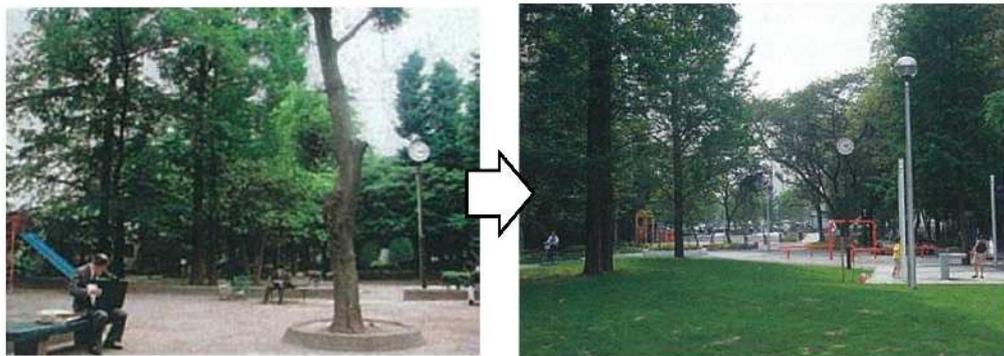
提案11：維持管理上支障のない範囲で、人の目に付きやすい部分で積極的に緑を増やす工夫はどうか。

公園の外から見たときの緑を増やしている例



↑公園の外周部に高木を植栽し、外の人の目にたくさんの緑が映るようしている例

踏圧が過度にならないエリアにおいて芝生や地被類を植栽している例



今のニーズに対応したリニューアルで、地域のイメージを一新した都市公園
(左：リニューアル前、右：リニューアル後)

- 1：この提案項目が設計対象に含まれない。
- 2：検討し、（部分的に）採用した。
- 3：検討したが、不採用となった。
- 4：提案項目は設計対象に含まれるが検討しなかった。
- 5：その他

【眺望について】

提案12：良好な眺望が台無しにならないよう、眺望地点の周辺はできるだけ柵や植栽などの立ち上がりが邪魔にならないようにするという工夫はどうか。

立ち上がりの位置をずらして眺望の邪魔にならないようにしている例



↑ 眺望スポットの周りに擬木と植栽が立ち上がっていると見たいものが見えづらい⁽²⁾



↑ 転落防止の壁を眺望スポットより低い地面に設置することで、眺望スポットからの視線を遮らないようにした例⁽²⁾



上の結果、壁が低く見え、その分海が大きく見える。⁽²⁾

透過性の高い立ち上がりを使用することで眺望の邪魔にならないようにしている例



↑ 柵を極力シンプルにし、海の眺めを損なわないようにした例⁽¹⁾

- 1：この提案項目が設計対象に含まれない。
- 2：検討し、（部分的に）採用した。
- 3：検討したが、不採用となった。
- 4：提案項目は設計対象に含まれるが検討しなかった。
- 5：その他

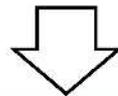
出典：(1) 国土交通省 都市・地域整備局, 景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」-解説編-, 2011年6月, P223
 (2) 道路環境研究所, 景観からの道づくり—基礎から学ぶ道路景観の理論と実践 旭祭講話集, 2008年6月, P21, 23~24

提案13：公園の周囲に海や山並みがあったり、街並みを見下ろせるような位置に公園が立地している場合、それらを公園内から眺めて楽しめるようにする工夫はどうか。

公園内の樹木をまばらにするなどで周辺の海や山を眺めやすくしている例



↑ 樹間から海を眺めるのは、海岸景観鑑賞のあり方のひとつであるが、砂浜の後ろの公園に密に植栽を配置させると、公園からせっかくの海を見通すことができなくなってしまう。(1)



↑ 背後の公園の松の疎林
松の適度な植栽密度により公園からの海の見え方を確保（包ヶ浦）(2)

- 1：この提案項目が設計対象に含まれない。
- 2：検討し、（部分的に）採用した。
- 3：検討したが、不採用となった。
- 4：提案項目は設計対象に含まれるが検討しなかった。
- 5：その他

出典：(1) 国土交通省 河川局・港湾局 農林水産省 農村振興局・水産庁、海岸景観形成ガイドライン、2006年1月、P115
(2) 国土交通省 国土技術政策総合研究所、景観デザイン規範事例集（河川・海岸・港湾編）、2008年3月、海岸編011

【その他】

提案14：公共施設の隣に公園を計画する場合に、公園と公共施設の間に塀や柵を設けず、連続した空間にすることで、広がりのある景観をつくるという工夫どうか。

公園と道路（歩道）を一体的に整備している例



↑公園と道路（歩道）が一体的に整備されてない例



↑(2) ↓(1)公園と道路（歩道）の間のフェンスを無くし、広がりのある景観をつくった例。どこからでも自由な出入りが可能。



↑公園の周囲の歩道について、舗装を公園内園路と一緒にしている例



公共施設と公園が隣り合う場所として整備している例



←美術館とそれに隣接する都市公園との間に境界を設けず、一体的に整備した例。公園の芝生広場には美術館の作品も置かれている。(1)

- 1：この提案項目が設計対象に含まれない。
- 2：検討し、（部分的に）採用した。
- 3：検討したが、不採用となった。
- 4：提案項目は設計対象に含まれるが検討しなかった。
- 5：その他

出典：(1)国土交通省 都市・地域整備局,景観形成ガイドライン『都市整備に関する事業』-解説編-,2011年6月,P229,234
 (2)国土交通省 国土技術政策総合研究所,景観デザイン規範事例集（道路・橋梁・街路・公園編）,2008年3月,公園編043

提案15：基本構想や基本計画を策定する際、その公園が目指すべき景観の方針を定め、その後の修繕や補修の際にもその方針を確認することで、将来に渡り、ちぐはぐな景観が生まれてしまうのを防ぐという工夫はどうか。

基本設計の段階で景観の方針を策定している例

第1章 基本計画の整理

- 1-1 計画の方針
 - (1) 公園のテーマ
 - (2) 基本方針
 - (3) 景観特性
 - (4) ゾーニング
 - (5) 動線構成の検討
 - (6) 散策コースの設定
 - (7) 水質浄化の取組み
 - (8) 水面利用の方針
 - (9) 周辺連携
- 1-2 計画
 - (1) 全体基本計画

第3章 諸施設の検討及び設定

- 3-1 自然環境の保全・創出の検討
 - (1) 自然環境の保全・創出の目的
 - (2) 自然環境要素別の保全・創出方針
 - (3) 自然環境要素
- 3-2 景観・意匠デザインの検討
 - (1) 全体方針の考え方
 - (2) エリア別方針
 - (3) 景観・意匠イメージ
- 3-3 施策別方針
 - (1) コスト縮減への対応
 - (2) ユニバーサルデザインへの対応
 - (3) 住民参加への対応
- 3-4 敷地・施設容量からみた利用者数の検討
 - (1) エリア別利用者数の算出
 - (2) 駐車場等の主要施設の規格、配置検討
- 3-5 県道、交差点計画
- 3-6 建築計画
 - (1) 主要建築物
- 3-7 橋梁計画

↑油ヶ淵水辺公園でも基本計画（左上）での景観の方針に基づき、基本設計（右上）での景観の検討を行っている（いずれも目次より抜粋）

- 1：この提案項目が設計対象に含まれない。
- 2：検討し、（部分的に）採用した。
- 3：検討したが、不採用となった。
- 4：提案項目は設計対象に含まれるが検討しなかった。
- 5：その他

提案16：その他、これら以外に景観に配慮する工夫をしたら自由記入欄にご記入ください。

6.2.4 公共建築物事業における景観設計の例

提案1：電気・空調・給排水設備など、見苦しくなりがちな設備類を道路沿いに設置する場合は、目隠しをすることで沿道景観の向上を図る工夫はどうか。



↑ 給水設備などが目に付く例

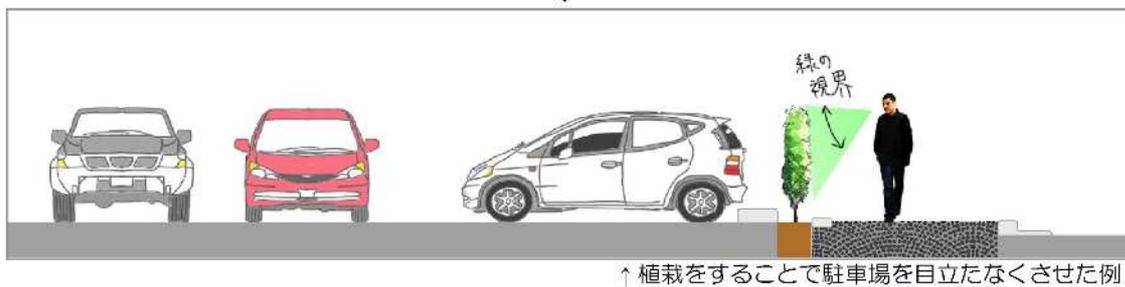
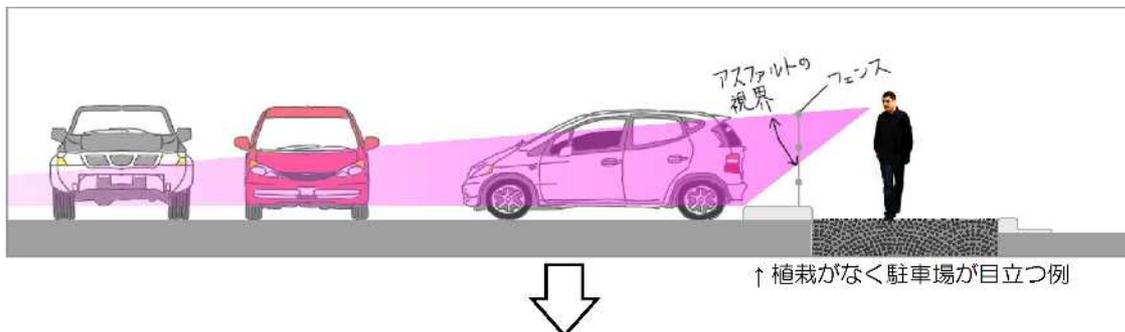


↑↓ 植栽をすることで目隠しをした例



- | |
|---|
| <p>1：この提案が設計対象に含まれない。
 2：検討し、（部分的に）採用した。
 3：検討したが、今回は採用しなかった。
 4：提案は設計対象に含まれるが検討しなかった。
 5：その他</p> |
|---|

提案2：駐車場は、出入り口付近を除き、道路・歩道からできるだけ露出して見えないよう、植栽等により目隠しをすることで沿道景観の向上を図る工夫はどうか。



提案3：管理上支障のない範囲で、柵や塀をなるべく減らし、もしくは生垣を活用することなどにより、歩行者への圧迫感を減らし、沿道景観の向上を図る工夫はどうか。



- 1：この提案が設計対象に含まれない。
- 2：検討し、（部分的に）採用した。
- 3：検討したが、今回は採用しなかった。
- 4：提案は設計対象に含まれるが検討しなかった。
- 5：その他

提案4：植栽柵など構造物についてはできるだけ鋭角を強調した壁を避け、見た目にも安全性の高い空間を創出する工夫はどうか。



↑ 鋭角な壁は利用者に安心感を与えない⁽¹⁾



↑ 鋭角な壁を避けて見た目にも安全性の高い空間を確保

- 1：この提案が設計対象に含まれない。
- 2：検討し、（部分的に）採用した。
- 3：検討したが、今回は採用しなかった。
- 4：提案は設計対象に含まれるが検討しなかった。
- 5：その他



提案5：施設の入り口付近においては人の目線を遮る高さの植栽を減らし、見た目にも安全性の高い空間を創出する工夫はどうか。



↑ 植え込みの高さが高く、見通しが悪い例⁽¹⁾



↑ 植え込みが低く抑えられ、車の出庫時にも見通しが良い例

出典：(1) 東京都都市整備局、公開空地等のみどりづくり指針に関する手引き、2020年12月、P21,22

提案6：前面道路に対するセットバック（壁面後退）を行い、敷地境界の段差を無くすことで、歩行者への開放感を演出し、沿道空間にゆとりを創出する工夫はどうか。



↑ 壁による植栽帯に立ち上げは、歩行者への圧迫感を与える場合がある。(1)



△ 外構の植栽が敷地境界線よりセットバックされ、開放的な沿道空間が創出されている。

- | |
|---|
| <p>1：この提案が設計対象に含まれない。
 2：検討し、（部分的に）採用した。
 3：検討したが、今回は採用しなかった。
 4：提案は設計対象に含まれるが検討しなかった。
 5：その他</p> |
|---|

提案7：隣接する敷地内が前面道路と一体となった外構を有している場合、敷地境界に壁などを設けないようにすることで、できるだけその歩道状の空地を延長させ、ゆったりとした歩行者景観を創出する工夫はどうか。



↑ 敷地境界に壁があり開放的な沿道空間が分断



↑ 敷地境界に壁がなく、ゆとりのある沿道空間になっている。



↑↓ 敷地境界に壁があり歩道と一体的な利用が出来ないと、狭苦しい歩道という印象になりやすい。



- 1：この提案が設計対象に含まれない。
- 2：検討し、（部分的に）採用した。
- 3：検討したが、今回は採用しなかった。
- 4：提案は設計対象に含まれるが検討しなかった。
- 5：その他

提案8：周辺道路沿いにバス停がある場合、バス停の付近の敷地内にベンチを設置することでバス利用者にとって快適な空間を創出する工夫はどうか。



↑バス停前にベンチが用意された空間の例

提案9：地域住民に親しまれる公共建築を目指す場合、来場者の動線沿いに植栽やベンチを配置し、ホスピタリティ表現（＝おもてなしの表現）のある景観を創出する工夫はどうか。



↑建物の入口付近におもてなしの表現のない例



↑建物の入口付近におもてなしの表現を創出した例

- 1：この提案が設計対象に含まれない。
- 2：検討し、（部分的に）採用した。
- 3：検討したが、今回は採用しなかった。
- 4：提案は設計対象に含まれるが検討しなかった。
- 5：その他

提案10：外構に広場状の空地を設ける場合、積極的にテーブルやベンチを設置し、地域の小さな憩いの場となるような、ホスピタリティ表現（＝おもてなし表現）のある景観を創出する工夫はどうか。



↑ベンチ・テーブルのない様子



↑ベンチ・テーブルを設置するとおもてなしの表現が生まれる



↑ベンチ等が設けられ、休憩の場となっている公開空地の例

- | |
|---|
| <p>1：この提案が設計対象に含まれない。
 2：検討し、（部分的に）採用した。
 3：検討したが、今回は採用しなかった。
 4：提案は設計対象に含まれるが検討しなかった。
 5：その他</p> |
|---|

提案11：前面道路における歩道が狭い場合、外構と歩道との段差や傾斜をなくし、外構の一部を歩道と一体となった空間とすることで、歩行者を大切にした沿道景観の創出を図る工夫はどうか。



↑ 段差があり、歩道と一体として使えない例



↑ 段差がなく外構と歩道部分が一体化している例

- 1：この提案が設計対象に含まれない。
- 2：検討し、（部分的に）採用した。
- 3：検討したが、今回は採用しなかった。
- 4：提案は設計対象に含まれるが検討しなかった。
- 5：その他

提案12：その他、これら以外に景観に配慮する工夫をしたら自由記入欄にご記入下さい。

【参考・引用文献】

- 国土交通省 都市・地域整備局,景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」,2011年6月
- 国土交通省 国土技術政策総合研究所,景観デザイン規範事例集(道路・橋梁・街路・公園編),2008年3月
- 国土交通省 国土技術政策総合研究所,景観デザイン規範事例集(河川・海岸・港湾編),2008年3月
- 国土交通省 道路局,景観に配慮した道路附属物等ガイドライン,2017年10月
- 国土交通省 都市・地域整備局 都市計画課 景観室,景観重要公共施設の手引き(案)
- 国土交通省 河川局・港湾局 農林水産省 農村振興局・水産庁,海岸景観形成ガイドライン,2006年1月
- 国土交通省 住宅局,住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン,2005年3月
- 国土交通省 官庁営繕部,官庁営繕事業における景観形成ガイドライン,2012年3月
- 財団法人道路環境研究所,道路のデザイン-道路デザイン指針(案)とその解説,2005年7月
- 独立行政法人土木研究所 寒地土木研究所,北海道の道路デザインブック(案),2010年4月
- 独立行政法人土木研究所 寒地土木研究所,北海道の道路デザインブック(案)資料編,2010年4月
- 独立行政法人土木研究所 寒地土木研究所,北海道における道路景観チェックリスト(案),2010年4月
- 愛知県一宮建設事務所,景観整備ガイドライン(案),2008年3月
- 岐阜県都市整備局都市政策課,岐阜県公共事業景観形成指針の手引き
- 石川県,石川県公共事業景観形成ガイドライン,2009年4月
- 埼玉県,埼玉県公共事業系関係性指針の解説 攻略本 彩の国埼玉県,2013年4月改訂版
- 半田市,半田市景観形成ガイドライン
- 東京都環境局,駐車場緑化ガイド
- 東京都都市整備局,公開空地等のみどりづくり指針に関する手引き,2020年12月
- 道路環境研究所,景観からの道づくり-基礎から学ぶ道路景観の理論と実践 堀繁講話集,2008年6月
- (一社)建設コンサルタンツ協会 近畿支部 維持管理研究委員会 道路のり面分科会,事例に基づく道路のり面補修・復旧の手引き(案)

7. 資料

7.1 国が示すガイドライン（概要まとめ）

次頁以降に、下表に示す国が示す事業別の景観形成ガイドライン等の概要を掲載しています。

■国が示す景観形成ガイドライン等

名 称	所 管	策定年月
道路デザイン指針(案)	国土交通省 道路局	2017年10月 (平成29年)
景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」	国土交通省 都市・地域整備局	2011年6月 (平成23年)
景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	国土交通省 道路局	2017年10月 (平成29年)
河川景観の形成と保全の考え方	国土交通省 河川局	2006年10月 (平成18年)
海岸景観形成ガイドライン	国土交通省 河川局・港湾局 農林水産省 農村振興局・水産庁	2006年1月 (平成18年)
砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省 砂防部	2007年2月 (平成19年)
港湾景観形成ガイドライン 増補版	国土交通省 港湾局	2007年3月 (平成19年)
住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン	国土交通省 住宅局	2005年3月 (平成17年)
官庁営繕事業における景観形成ガイドライン	国土交通省 官庁営繕部	2012年3月 (平成24年)

道路デザイン指針(案) (2017年10月:国土交通省道路局)

1.道路デザインの目的と方向性

- 1.1 道路デザインとは
- 1.2 道路デザインの目的と対象
- 1.3 道路デザインの方向性

2.道路デザインの進め方

- 2.1 道路デザインの心得
- 2.2 道路デザインの手順
- 2.3 道路デザインの表現方法

3.地域特性による道路のデザインの留意点

- 3.1 山間地域における道路のデザイン
 - 3.1.1 自然への影響の軽減と地形の尊重
 - (1)自然への影響の軽減
 - (2)地形を尊重した線形
 - (3)のり面の出現の抑制
 - (4)自然の復元
 - (5)橋梁構造・トンネル構造等の採用
 - (6)工事中道路の復旧
 - 3.1.2 地域の景観資源の活用
 - (1)景観資源の活用
 - (2)借景と見え隠れ等の演出
- 3.2 丘陵・高原地域における道路のデザイン
 - (1)地域の景観特性との調和
 - (2)線形の工夫による地域資源の演出
 - (3)遠景の活用
 - (4)歩行者の眺望への配慮
 - (5)のり面の出現の抑制
- 3.3 水辺における道路デザイン
 - (1)水景の保全・活用
 - (2)水辺景観整備との一体整備
- 3.4 田園地域における道路デザイン
 - (1)地域の景観特性とその活用
 - (2)地域景観との調和
 - (3)景観コントロール等
- 3.5 都市近郊地域における道路デザイン
 - (1)道路の空間構成・構造による景観の変化の抑制
 - (2)沿道の土地利用及び景観の誘導・コントロールの検討
- 3.6 市街地における道路デザイン
 - 3.6.1 道路ネットワークと道路デザイン
 - (1)都市の成り立ちと履歴の尊重
 - (2)道路ネットワークの中での道路の性格
 - (3)道路のプロポーションと景観の性格
 - (4)道路ネットワーク上の交通配分を考慮した道路デザイン
 - 3.6.2 道路の性格に応じたデザイン
 - (1)市街地の道路デザインにおける基本スタンス
 - (2)道路の性格への配慮
 - (3)地域の個性を活用した強調
 - (4)植栽により強調

4.構想・計画時のデザイン

- 4.1 道路デザイン方針の設定
- 4.2 構想・計画時における道路デザインの重要性
- 4.3 地方部の道路の計画
- 4.4 市街地の道路の計画
- 4.5 道路空間の再構築
- 4.6 現道拡幅の際の考え方
- 4.7 他事業との連携

5.設計・施工時のデザイン

- 5.1 設計・施工にあたっての基本的な考え方
- 5.2 土工設計
- 5.3 橋梁・高架橋の設計
- 5.4 トンネル・覆道等の設計
- 5.5 車道・歩道及び分離帯の設計
- 5.6 ユニバーサルデザイン
- 5.7 交差点等の設計
- 5.8 休憩ポイントの設計
- 5.9 環境施設帯の設計
- 5.10 道路附属物等の設計
- 5.11 植栽の設計
- 5.12 色彩の設計
- 5.13 暫定供用を予定する道路の設計
- 5.14 施工時の対応
- 5.15 既存道路におけるその他の景観改善

6.管理時のデザイン

- 6.1 維持管理
- 6.2 景観の点検と地域の関わり
- 6.3 関係者との協力体制の構築と支援
- 6.4 植栽管理

7.道路デザインのシステム

- 7.1 一貫性の確保
- 7.2 技術力の活用と向上
- 7.3 デザインにかかる仕組みの確立

景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」(2011年6月:国土交通省都市・地域整備局)

1 共通

- | | |
|-------------------------|-------------------------------|
| 1.1 景観形成にあたり把握すべき事項 | 1.3 景観形成のための体制構築 |
| 1.1.1 事業対象地等の景観に関する現況把握 | 1.3.1 市民・行政・専門家等の連携・協働による体制構築 |
| 1.1.2 景観形成の目標像の把握または設定 | 1.3.2 景観担当部局等との連携・協働 |
| 1.2 事業の流れと景観形成 | 1.3.3 専門家等の活用 |
| 1.2.1 事業段階と景観形成 | 1.3.4 住民等との連携・協働 |
| 1.2.2 関連事業との連携による景観形成 | |
| 1.2.3 景観形成を進める上での留意事項 | |

2 事業別

2.1 市街地再開発事業

- 2.1.1 市街地再開発事業における景観形成の基本的な考え方
- 2.1.2 市街地再開発事業の各段階における景観形成のための留意点

2.2 土地区画整理事業

- 2.2.1 土地区画整理事業における景観形成の基本的な考え方
- 2.2.2 景観形成のための地権者・住民等の参画・連携
- 2.2.3 景観形成のための事業の各段階における留意点
- 2.2.4 他の事業制度との連携
- 2.2.5 他の都市整備に関する事業における景観形成の進め方との関係

2.3 街路事業

- 2.3.1 街路の景観設計の基本的考え方
- 2.3.2 街路の景観設計の進め方
- 2.3.3 街路事業のタイプ別に応じた配慮事項

2.4 都市公園事業

- 2.4.1 都市公園における景観形成の原則的考え方
- 2.4.2 都市公園事業における景観形成の5つの視点
- 2.4.3 計画から管理運営までの一貫性、継続性の確保
- 2.4.4 各事業段階での検討項目と配慮事項
- 2.4.5 景観形成の体制や仕組みづくり

2.5 下水道事業

- 2.5.1 下水道事業における景観形成の基本的考え方
- 2.5.2 景観要素としての水の活用
- 2.5.3 下水処理場等における景観形成
- 2.5.4 その他の下水道施設における景観形成
- 2.5.5 工事現場における周辺景観への配慮

景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (2017年10月:国土交通省道路局)**1.道路附属物等の景観的配慮の考え方**

- 1.1 景観的配慮の基本理念
- 1.2 遠藤の特性と道路の景観
- 1.3 景観的な配慮が特に必要な地域・道路

**2.道路附属物等のデザイン**

- 2.1 防護柵
- 2.2 照明
- 2.3 標識柱
- 2.4 歩道橋
- 2.5 その他の道路附属物等
- 2.6 道路附属物等のデザイン調整
- 2.7 コストと維持管理
- 2.8 暫定供用時の景観検討
- 2.9 道路附属物等のデザイン(まとめ)

**3.景観に配慮した道路附属物等の整備の進め方**

- 3.1 道路附属物等に係るマスタープランの策定
- 3.2 マスタープランに基づく道路附属物等の選定
- 3.3 地域意見のとりまとめ
- 3.4 事後評価の実施

河川景観の形成と保全の考え方 (2006年10月:国土交通省河川局)

1 河川景観デザインの心得

- | | |
|--------------------|------------------------|
| 1.1 風景の成り立ちを読む | 1.5 変化を許容する |
| 1.2 自然を基調とする | 1.6 治水・利水のシステムを支える |
| 1.3 微地形や水の流れを尊重する | 1.7 地域の歴史・風土に根ざしたものとする |
| 1.4 水や物資の循環をかたちづくる | 1.8 暮らしの中に水を意識する |

2 要素別のデザイン(配慮事項)

2.1 堤防

- 2.1.1 植栽・植生(河畔林、水防林等)を活用、保全する
- 2.1.2 連続的な景観に変化を与える
- 2.1.3 堤内と堤外を一体化する
- 2.1.4 眺望スペースをデザインする

2.2 水門・樋門

- 2.2.1 河川風景全体の中で考える
- 2.2.2 立体的な姿を透視図で確認する
- 2.2.3 場所の特性を考える
- 2.2.4 河川の中で統一感をはかる
- 2.2.5 門構えを意識する
- 2.2.6 「柱、塔」の鉛直要素を浮かびあがらせる

2.3 橋・橋詰

- 2.3.1 橋と河川の一体的整備
- 2.3.2 シンボリックなデザイン
- 2.3.3 橋上を行き交う人々と水辺の人々の見る-見られるの関係を意識する
- 2.3.4 橋下が明るいものとする

2.4 護岸

- | | |
|---------------|--------------|
| 2.4.1 風景設計の原則 | 2.4.4 場所性の原則 |
| 2.4.2 日常風景の原則 | 2.4.5 わき役の原則 |
| 2.4.3 透視設計の原則 | |

2.5 水制

- 2.5.1 茫洋とした風景を引き締める
- 2.5.2 水面との一体化
- 2.5.3 治水機能、空間的なバランスを考慮して配置形状をきめる

2.6 機場

- 2.6.1 建築物として周辺景観との調和をはかる

2.7 標識・案内板等

- 2.7.1 機能を確保する(見えやすさ、理解されやすさ)
- 2.7.2 統一感のあるデザインとする
- 2.7.3 地域・河川の個性を踏まえる

2.8 貯留施設

- 2.8.1 地域の要請に応える多目的利用
- 2.8.2 空間の複合的・立体的利用
- 2.8.3 市街地とのつながりのあるオープンスペースの形成
- 2.8.4 歩行者や自転車等のネットワークの整備
- 2.8.5 都市のまちなみに調和した整備
- 2.8.6 自然の素材の導入

2.9 親水施設

- 2.9.1 河川の魅力を活かす
- 2.9.2 河川・地域環境の現況特性を活かす
- 2.9.3 展開される親水活動のための施設を計画する
- 2.9.4 川のあるべき姿に配慮した親水施設とする

2.10 視点場

- 2.10.1 河川景観の特徴を捉えやすい場所におく
- 2.10.2 視点場と周辺の動線のネットワークをはかる
- 2.10.3 視点場の位置と構成の操作によって様々な演出を行う
- 2.10.4 見る見られるの関係を作り出す

2.11 素材

- 2.11.1 素材の大きさ
- 2.11.2 素材の表情
- 2.11.3 護岸の明度
- 2.11.4 護岸の模様

3 発注・施工段階

- | | |
|--------------|----------|
| 3.1 発注段階の留意点 | 3.2 施工段階 |
|--------------|----------|

海岸景観形成ガイドライン (2006年1月:国土交通省河川局・港湾局/農林水産省農村振興局・水産庁)

1. 海岸における景観形成の理念

- 1.1 海岸の景観形成の理念
- 1.2 地域固有の「自然環境基盤」の尊重
- 1.3 背後地の「生活環境」や「生態環境」への理解
- 1.4 「自然環境基盤」と「生活環境」や「生態環境」の秩序の調和を図る
- 1.5 海岸景観形成の秩序とその調和の実現に向けて ～地域住民・海岸利用者・行政・専門家の参加・協働～

2. 調査段階

- 2.1 検討対象範囲
- 2.2 地域特性の把握
 - 2.2.1 「自然環境基盤」(自然地形)の読み取り
 - 2.2.2 「生態環境」の読み取り
 - 2.2.3 「生活環境」の読み取り
 - 2.2.4 災害の履歴の把握
 - 2.2.5 景観特性の把握

6. 景観形成に向けた取り組み・体制

- 6.1 初期段階からの景観検討の必要性
- 6.2 景観形成の一貫性、継続性の確保
- 6.3 検討体制の構築
- 6.4 地域住民の役割
- 6.5 各種専門家の役割
- 6.6 行政の役割

3. 構想・計画段階

- 3.1 景観形成基本方針の検討
- 3.2 景観形成における基本的な配慮事項
 - 3.2.1 あるべきところにあるべきものをつくる
 - 3.2.2 自然環境基盤の尊重
 - 3.2.3 国土の輪郭としての汀線形状への配慮
 - 3.2.4 多様なアクセスのあり方の検討
 - 3.2.5 背後空間等との空間的・視覚的一体性の確保
 - 3.2.6 施設・構造物等の収まり
- 3.3 関係者及び関連計画との調整・連携
 - 3.3.1 関係者及び関連計画等との調整・連携
 - 3.3.2 景観アセスメントシステムとの連携
 - 3.3.3 景観法の活用

4. 設計段階

- 4.1 海浜(砂浜、礫浜、磯浜、干潟等)
- 4.2 汀線
- 4.3 海岸堤防・護岸
- 4.4 離岸堤
- 4.5 突堤・ヘッドランド
- 4.6 海岸林・緑地・植栽
- 4.7 その他の施設

5. 施工段階

砂防関係事業における景観形成ガイドライン（2007年2月：国土交通省砂防部）**1.景観形成の基本理念**

- 1.1 防災機能の確保
- 1.2 時間軸の考慮
- 1.3 地域の個性尊重

2.景観形成の基本方針

- 2.1 機能美の尊重
- 2.2 砂防施設と周辺環境との調和
- 2.3 景観形成のための設計の手順

3.景観形成の配慮事項

- 3.1 調査段階
 - 3.1.1 地域性
 - 3.1.2 利活用
 - 3.1.3 視認性
- 3.2 計画段階
 - 3.2.1 施設の配置
 - 3.2.2 施設の規模
 - 3.2.3 工種
 - 3.2.4 チェックリスト(計画)
- 3.3 設計段階
 - 3.3.1 形状
 - 3.3.2 材料
 - 3.3.3 チェックリスト(設計)
- 3.4 施行段階
- 3.5 管理段階
 - 3.5.1 景観モニタリング
 - 3.5.2 モニタリング計画の立案
 - 3.5.3 モニタリング結果の評価

4.関係機関及び地域住民等との関係

- 4.1 関係機関との調整
- 4.2 地域住民等との連携
 - 4.2.1 啓発活動
 - 4.2.2 住民参加の手法

港湾景観形成ガイドライン 増補版 (2007年3月:国土交通省港湾局)

1. 港湾景観の形成に向けて

- 1.1 港湾景観形成への取組みの手順と体制
- 1.2 港湾景観の捉え方
- 1.3 取組みの場面に応じた検討
- 1.4 行政担当者の取組みの必要性



2. 港湾景観の形成方策例

- 2.1 視点場やアクセスルート上の居心地を改善する方策例
 - 2.1.1 土地利用の再編
 - 2.1.2 臨海交通体系の再編
 - 2.1.3 新たな視点場の発見、アクセスルートの検討
 - 2.1.4 緑化等による修景の検討
- 2.2 視対象の眺望を悪くしている箇所を改善する方策例
 - 2.2.1 電線類の地中化
 - 2.2.2 高架道路による景観阻害の緩和
 - 2.2.3 施設の位置、高さの変更による眺望の改善
- 2.3 景観を損ねている環境の改善方策例
 - 2.3.1 清掃、美化等
 - 2.3.2 塗装等の定期的メンテナンスの実施
- 2.4 不足している視点場を提供する方策例
 - 2.4.1 主に港湾行政が主体となって管理を行っている地区における視点場の創造・造成
 - 2.4.2 主に港湾行政が主体となって管理を行っている地区外における視点場の創造・造成
- 2.5 魅力ある視対象の創出の方策例
 - 2.5.1 港を特徴づける施設等の創出
 - 2.5.2 素材等のコントロールによる修景
 - 2.5.3 イベントの創造・活用
 - 2.5.4 夜景の創造・活用



3. 計画の調整

- 3.1 港湾行政内での景観形成計画の反映措置
 - 3.1.1 港湾計画への反映
 - 3.1.2 景観アセスメントシステムとの連携
- 3.2 港湾行政外の関係者及び関係計画との調整・連携



4. 景観形成施策の実施

- 4.1 港湾関連規制の適用と関連事業の活用
- 4.2 景観法制等の活用

住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン（2005年3月：国土交通省住宅局）**1.住宅・建築物等の整備における景観配慮事項**

- 1.1 自然環境や歴史・文化を生かす
 - 1.1.1 地形や気候等に適した建築物とする
 - 1.1.2 周辺の風景に調和するよう配慮する
 - 1.1.3 地域の歴史や文化を生かす
- 1.2 地域の様式、意匠、素材、色彩等への配慮
 - 1.2.1 地域固有の建築の様式や工法、素材、仕上げなどを考慮する
 - 1.2.2 時間の経過とともに美しく味わいある景観となるような材料、工法等の選択
 - 1.2.3 地域の自然や街並みの色彩を考慮する
- 1.3 建築物の周囲における緑化等の推進
 - 1.3.1 積極的な緑化により潤いのある景観を形成する
 - 1.3.2 オープンスペースをデザインする
- 1.4 景観上重要な視点場や道路からの景観への配慮
 - 1.4.1 景観上重要な視点場からの美しい景観を阻害しないよう配慮する
 - 1.4.2 沿道景観に配慮したファサードや外構等のデザインを行う
- 1.5 その他
 - 1.5.1 夜間景観に配慮した照明デザインを行う
 - 1.5.2 人々の就業、買物などの活動空間と調和するデザインを行う
 - 1.5.3 修繕・改修における景観への配慮
 - 1.5.4 複数の建築物群の一体性や連続性に配慮する

官庁営繕事業における景観形成ガイドライン（2012年3月：国土交通省 官庁営繕部）

- 1.1 歴史・文化・風土への配慮
- 1.2 歴史的建築物、まちなみの保存・再生
- 1.3 関連計画との整合・調整
- 1.4 地域活性化・周辺施設との連携
- 1.5 敷地変更の最小・周辺の自然環境への配慮
- 1.6 周辺の都市環境への配慮
- 1.7 敷地緑化・建物緑化
- 1.8 水の利活用・親水性

7.2 景観形成に取り組む際に参考とすべき主な関連計画

県内で公共事業を行う際は、「7.1 国が示すガイドライン」で示したもの以外に、県及び市町村の上位関連計画として、以下に示す主な関連計画を参考にしてください。

特に市町村において景観法に基づく景観計画が定められている地域において公共事業を実施する際、当該計画に基づき景観に配慮しなければなりません。

なお、以下に示す計画の他にも、地域や事業内容によっては参考とすべき計画がありますので、企画・構想段階等において十分に情報収集を行ってください。

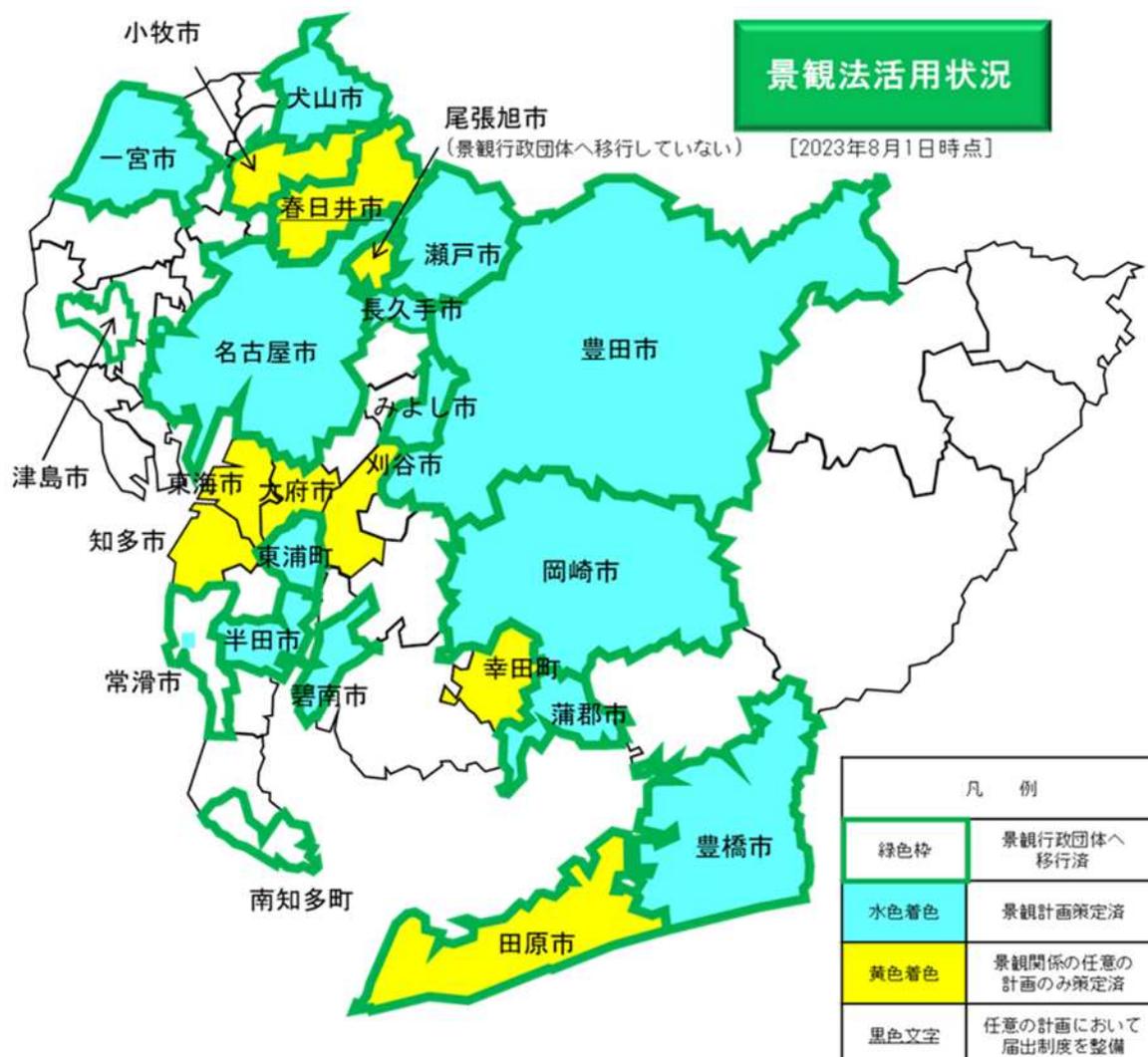
■ 県内市町村の景観に関する計画の策定状況

2023(令和5)年8月1日現在。

★:法定計画、●:任意計画(届出制度有り)、○:任意計画(届出制度無し)

所管	名称	策定年月
名古屋市	名古屋市景観計画★	2007(H19)年3月
豊橋市	豊橋市景観計画★	2021(R3)年4月
岡崎市	岡崎市景観計画★	2012(H24)年2月
一宮市	一宮市景観計画★	2021(R3)年4月
瀬戸市	瀬戸市景観計画★	2010(H22)年10月
半田市	半田市ふるさと景観計画★	2010(H22)年7月
春日井市	春日井市都市景観基本計画●	1994(H6)年10月
碧南市	碧南市景色づくり計画★	2021(R3)年10月
刈谷市	刈谷市都市景観基本計画○	1995(H7)年3月
豊田市	豊田市景観計画★	2008(H20)年3月
蒲郡市	蒲郡市景観計画★	2019(H31)年4月
犬山市	犬山市景観計画★	2008(H20)年4月
常滑市	常滑市やきもの散歩道地区景観計画★	2010(H22)年4月
小牧市	小牧市都市景観基本計画●	2002(H14)年3月

東海市	東海市都市景観基本計画○	1993(H5)年
大府市	大府市景観計画○	2022(R4)年 3 月
知多市	知多市景観形成計画○	1996(H8)年 10 月
尾張旭市	尾張旭市都市景観基本計画○	2000(H12)年
田原市	田原市景観基本計画○	2013(H25)年 3 月
みよし市	みよし市みどりと景観計画★	2011(H23)年 4 月
長久手市	長久手市景観計画★	2021(R3)年 1 月
東浦町	東浦町景観計画★	2016(H28)年 4 月
幸田町	幸田駅前景観まちづくりルール○	2011(H23)年 3 月



■ 参考とすべき主な計画

所 管	名 称	策定年月
愛知県	美しい愛知づくり基本計画	2007(H19)年 3 月
愛知県	愛知の都市づくりビジョン ～都市計画の基本的方針～	2017(H29)年 3 月
愛知県	都市計画区域マスタープラン	2019(H31)年 3 月
愛知県	広域緑地計画	2019(H31)年 3 月
市町村	市町村総合計画	各市町村による
市町村	市町村都市計画マスタープラン	各市町村による
市町村	市町村緑の基本計画	各市町村による
名古屋市	名古屋市歴史的風致維持向上計画	2014(H26)年 2 月
岡崎市	岡崎市歴史的風致維持向上計画	2016(H28)年 5 月
津島市	津島市歴史的風致維持向上計画	2020(R 2)年 3 月
犬山市	犬山市歴史的風致維持向上計画	2009(H21)年 3 月

愛知県公共事業景観整備指針

2009（平成 21）年 3 月

（2023（令和 5）年 8 月一部改訂）

愛知県 都市・交通局 都市基盤部 公園緑地課 景観グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-2-1

TEL 052-954-6612 FAX 052-953-5329

E-mail koen@pref.aichi.lg.jp

URL <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/koen/>

